平成11年6月8日第三種郵便物認可（年4回2・5・8・11月の5日発行）そうせい　第122号　平成15年8月5日発行

そうせい

全国曹洞宗青年会

2003/8/No.122

《特集》
アメリカにおける原理主義

我々は原理主義から何を学ぶべきか

お寺散策　修禅寺

15期　『そうせい』は今号から15期へバトンタッチ!!

全国曹洞宗青年会
第15期シンボルマークが
決定しました

ZENSOUSEI 15th

このシンボルマークは、第２期全国曹洞宗青年会（石附周行会長）に作られたシンボルマークを参考に、第15期・30周年という意味合いを加えさせて頂いたものです。このマークは、「燃え上がる青年のエネルギーを八正道の中に図案化し、それを法界定印でしっかりと支え包含しており、未来（上部）に向かって無限を指向するといったデザインである。」と、当時の曹青通信に書かれています。長く忘れ去られたシンボルマークを復刻することにより、設立時の情熱を受け継ぐことができればと考え、今回のシンボルマークを作らせて頂きました。

所　信　表　明

全曹青　第15期 会長　山　口　英　寿

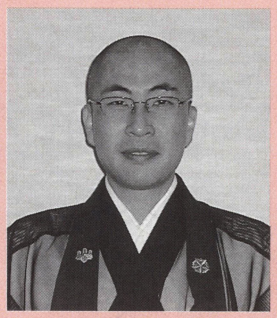

この度、第15期会長選考委員会の御推薦を賜り、平成14年度総会で御承認をいただき、第15期全国曹洞宗青年会会長を務めさせて頂くこととなりました。

私自身は、甚だ浅学非才の身でございますが、ここまでお導きいただきました第14期執行部の皆様、そして第15期執行部諸兄のお力をお借りして、会務の執行をさせていただきます。

皆様御存じの様に、全国曹洞宗青年会は統一機関ではありません。積極的に様々な活動を行っている、加盟各青年会の活動を、広報紙『そうせい』及び、ホームページ『般若』を中心に情報を伝達すること、又、全国曹洞宗青年会の特徴を生かし、曹洞禅の思想を通して社会に寄与していく為に、各委員会の事業展開は勿論ですが、その中で人的交流を行うことも含めて、各青年会活動の活性化に役立つことが、全国曹洞宗青年会の使命であると思います。

第15期のスローガンは、尽きることのない青年僧の思いを完全燃焼させるべく「燃え上がれ青年のエネルギー」とさせていただきました。

昭和50年11月26日に発会した全国曹洞宗青年会は、平成16年に30周年という節目の年を迎えます。これまでご尽力された諸先輩の足跡を改めて見直し、今後、全国曹洞宗青年会の進むべき方向性を見いだす機会にしたいと考えます。

第15期執行部一同、精一杯努力致す所存でございますので、皆様の御協力・御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

第15期の活動指針は…

1．広報誌「そうせい」、ホームページ「般若」を利用して情報交換をし、加盟青年会の活動を広報・支援します。
2．設立30周年を機会に、更なる飛躍を目指します。
3．広く社会に貢献できる企画を提案します。
4．全国曹洞宗青年会へのご理解を深めていただき、その経験を加盟青年会に還元します。
5．未加盟団体に参加を呼びかけ、加盟団体の拡大に努力します。

以上のことを念頭に置き、理事会および評議委員会のご意向に沿いながら、一仏両祖の教えを現代に生かし、加盟青年会の発展を第一に考え、広く社会の青年層へ働きかけることも視野に入れ、和合を持って会務の執行を進めて参ります。

INDEX No.122

04 【特集】
アメリカにおける原理主義
我々は原理主義から何を学ぶべきか

12 現代と宗教
—イスラム原理主義ということばについて考える—

14 SOUSEIインターナショナル

16 ディスカバーヒューマンライツ

18 全曹青情報局
《全曹青 総会・新旧役員紹介等》

26 そうせいインフォメーション
《北信越管区大会・九州管区大会》

27 ピープル
《青松寺御住職 喜美候部宗一 師》

29 お寺散策
《静岡県 修禅寺》

30 賛助会名簿

31 そうせいサロン

32 青年会モザイク
《秋田県曹洞宗青年会》

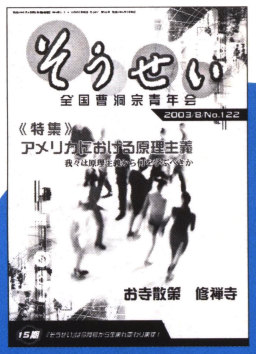

表紙デザイン
広瀬 知哲

14→15 今号より『そうせい』は、
14期から15期へバトンタッチいたしました。

原理主義
なにを学ぶべきか―

「イラク戦争の大義とアメリカの宗教」

同志社大学神学部 教授 森 孝一

◆「宗教国家」アメリカ

なぜブッシュ大統領はイラク戦争をめぐって「神」について頻繁に語るのか。それは彼の個人的な宗教心が原因ではない。ブッシュ大統領のブレーンが周到に分析しての結果であろう。イラク戦争の是非については大いに疑問が残るが、ここではアメリカがイラク戦争をどのようにとらえているのかに限定して考えてみようと思う。

日本に報道されるアメリカは、世俗的で快楽的なアメリカである。しかし、これはアメリカの一面についてだけの偏った情報であり、アメリカは先進国のなかでは珍しい「宗教国家」でもあることを筆者は主張し続けてきた(『宗教からよむ「アメリカ」』、講談社選書メチエ)。

二〇〇一年末のギャラップ調査機関の調査によると、「あなたの生活にとって宗教は重要か」という質問に、イスラーム圏の9カ国では72%が「重要である」と答えたのに対して、アメリカは86%であった。

「9・11」直後から、アメリカ社会には星条旗と"God Bless America"(神よ、アメリカを祝福したまえ)という標語と同名の愛国歌が満ち溢れた。「9・11」という未曾有の国家的危機に直面したアメリカは、星条旗と「神」のもとに結集したのである。

キリスト教だけでなくユダヤ教、イスラームも含めた「セム的一神教」の宗教としての特徴は、宗教を個人の問題としてとらえるだけではなく、宗教共同体としての社会建設を志向するところにある。イスラームにとっての「ウンマ」、キリスト教にとっての「神の国」の建設である。

アメリカ合衆国は人類史上、最初に

原理主義という言葉を聞くときに、我々は今般のイラク戦争やパレスチナ問題などを通してイスラム教原理主義者を連想することが多いと思います。しかし、イラク戦争のもう一方の当事者であるアメリカにおいても原理主義者と呼ばれる人々がいます。それが今回の特集で取り上げる宗教右派、キリスト教原理主義者の存在です。その数は我々の予想を超えるものであり、政治的発言力も大きいものがあります。また、彼らは独自の教育システムを持つなどアメリカ社会に対する影響力も無視できないレベルとなってきています。そこで今回は「アメリカにおける原理主義」と題して特集を組んでみました。

まず、現在アメリカ社会の深層で何が起きているのかについて、同志社大学の森孝一教授、上智大学のホアン・マシア教授にそれぞれ解説を頂きます。併せて国学院大学の井上順孝教授からは、宗教教育の可能性について提言を頂きます。これらお三方の論説を通じて、宗教が社会に対してどの様に関わっていくべきなのかについて考えてみたいと思います。

アメリカにおける
―我々は原理主義から

憲法に「政教分離」を明記した国である（一七九一年、憲法修正第一条）。政教分離とは国家が特定の宗教を国教として特別扱いすることの禁止である。建国当初から民族的・宗教的に多様であったアメリカは、一つの宗派のみを国教とする国教会制度を採用することは不可能であった。しかし、同時に新しく誕生したアメリカを統合するためには、緩やかに多様性を統合する宗教が必要であったのである。宗派やキリスト教信仰についての理解の多様性を超えてアメリカを統合するもの。最大公約数とも言うべきシンボル。それが聖書の「神」であった。

◆アメリカにおける政教分離

憲法修正第一条には、「連邦議会は国教を定める（establishment of

religion）ための、また宗教の自由な活動（free exercise of religion）を禁止するための、いかなる法律も制定することはない」と記されている。前半は政教分離についての宣言であるが、後半は宗教活動の保障である。この「宗教の自由な活動」は私的領域だけではなく、政治と公教育を含む公的領域においても保障されている。アメリカの宗教の特徴は、政教分離・信教の自由によって、宗教の多様性を最大限に認めると同時に、大半の国民が共有することのできる緩やかな宗教によって、国家と国民を統合しているところにある。この国家統合のための宗教は"civil religion"（市民宗教）と呼ばれてきたが、私はこれを「見えざる国教」と意訳している。

すなわち、アメリカの政教分離は「国家と特定の宗教集団（教会）の分離」（Separation of Church and State）であるが、「宗教と政治の分離」（Separation of Religion and Politics）ではない。ブッシュ大統領に見られるように、今日においても政治と宗教は密接に関係しており、アメリカ国民はそれを是認しているのである。

◆アメリカをアメリカたらしめている基本理念

今回のイラク戦争の直接の原因は、アメリカの「恐れ」であった。再びアメリカ本土がテロ攻撃されることに対する恐れである。アメリカにとって戦争はイラクへの攻撃によって始まったのではなく、「9・11」とともに戦争状態に入った（under attack）というのがアメリカ国民の実感であろう。しかも、この戦争の戦場はアメリカ本土であった。アメリカ本土の安全を脅かす恐れについては、先制攻撃を用いてでもそれを取り除く。これがアフガニスタン空爆であり、イラク戦争であった。

たとえイラク戦争の直接の理由がアメリカの「恐れ」であったとしても、戦争には大義が必要である。「9・11」以降のブッシュ大統領の演説では、この大義（cause）という言葉が繰り返し語られている。大量破壊兵器が未だに発見されていないために、イラク戦争の大義が揺らいでいるという批判がなされているが、「9・11」以降、アメリカの戦いの大義は終始一貫して変わっていない。それは自由を守り、自由を実現することである。アメリカにとって「9・11」は、アメリカへの攻撃であると同時に、自由を中心的価値とする「文明」への攻撃であった。

実はこのイラク戦争の大義は、アメリカ建国の大義であり、アメリカをアメリカたらしめている根本理念である。イギリスの植民地であったアメリカは、一七七六年に「独立宣言」を発表し、建国の大義を内外に明らかにした。その理念とは「自由・平等・幸福の追求」という啓蒙主義思想の根本理念、すなわち基本的人権の実現であった。ここで注目すべきは、「独立宣言」は「すべての人間は神によって平等に造られ、一定の譲り渡すことのできない権利を与えられており、その権利のなかには生命、自由、幸福の追求が含まれている」というように、基本的人権を「神から与えられた」ものとして記述している点である。その理由は、

それが当時のアメリカ国民にとって自然であったからである。この「自然である」という情況は、今日においても変わっていない。

◆政治と宗教

プロテスタント、カトリック、ユダヤ教、ギリシア正教、モルモン教という「ユダヤ・キリスト教的伝統」の宗教を信じている人びと、言い換えれば、聖書の「神」を受け入れることのできる人びとは、全人口の約90％である。アメリカが全人類にとっての普遍的でグローバルな価値であると考えている「自由」を守り、自由を中東においても実現していくこと。これがアメリカに対して「神」が与えている使命であるというブッシュ大統領の主張は、アメリカ国民の約7割の人びとによって支持されている。

「福音派」と呼ばれる保守的キリスト教徒の人口比は約40％。保守的な宗教的価値観を政治に反映させるために、積極的に政治に関わる「宗教右派」（キリスト教原理主義者）は約18％である。日本における創価学会員の約2倍であることを考えると、その政治的影響力の大きさは十分に推測される。

しかし、ブッシュ大統領のイラク攻撃を支持する人びとが約70％であるという現実は、キリスト教原理主義者の主張ではなく、「自由を実現するという神から与えられた使命」というアメリカ建国の理念が、イラク戦争との関係で改めてアメリカ国民の心をとらえていると考えていいのではないだろうか。

森　孝一（もり　こういち）
同志社大学　神学部・神学研究科　教授
Th. D.（神学博士）
1946年生まれ。
1969年　同志社大学神学部卒
1977年　Graduate Theological Union（神学大学院連合）博士課程修了
著書『宗教からよむ「アメリカ」』（講談社選書メチエ）

ファンダメンタリズムは宗教の自己矛盾

上智大学神学部　教授　J・マシア

イラク侵略戦争を正当化する原理主義者の報道には驚いた。二〇〇二年十一月二十四日に、テキサス州南部サンアントニオのキリスト教会に集まっていた6000人の右派のキリスト者たちは「イスラエルをたたえる夜」をすごし、熱烈にイラク戦争をすすめ、愛国心をあおる説教に聞き入っていた。

宗教的な動機付けでテロ活動を正当化しようとする者もいれば、テロとの戦いを錦の御旗にするネオコン（新・保守派）も宗教を利用しようとする。両者とも本来の宗教から逸脱したものだ。ユダヤ教もキリスト教もイスラム教も決して神の名によってヒトの命をお粗末にする暴力を認めるわけにはいかない。

◆十字軍の過ち

しかし、宗教の名において似たような過ちは過去にもあり、キリスト教でも誤った熱心によって侵略戦争に踏み切ったことは事実である。9・11の惨事を境に、大統領は演説の中で聖書を引用しながら善玉悪玉を割り切って指摘し、テロとの闘いをクルセード（十字軍的な戦闘）であると発言（失言）

し、イスラム教徒をはじめ、世界中の宗教者の反発を買った。

しかし、宗教史には悲しい暗黒面がある。神が命じた戦争だと考え、エルサレムを解放することを口実にしてキリスト教とイスラムとの戦いがあったのである。宗教と矛盾するこのようなことは二度と起こらないようしたい。この点で、新ミレニアムの門出に教皇ヨハネ・パウロ2世が行った謝罪はたいへん有意義なものであると思われる。

◆原理絶対主義の特徴

米国のプロテスタントの中で二十世紀の初めごろファンダメンタリズムの運動が起こった。それは自由主義的で世俗的すぎると思われた北部・東部の神学校に対して生まれた南部・中西部の保守的な抵抗でもあった。この運動は反近代主義的で、聖書の字義通りの解釈に固執し、多様性や他宗教との対話などを拒否した。12冊からなる『真理への証言』という本が無料で300万部配布された。新聞で「ファンダメンタリストのバトル・ロワイヤル」と言われた20年代に、米国プロテスタントの一部はこの論争をめぐって二派に分裂していた。この運動が下火になった後にも、その影響は続き、最近のネオ・コンの背景に強く表れている。

当時のカトリックにおいても、近代化に対する反動があったが、一九四三年に教皇庁で著された『聖書研究に関する指針』において歴史批判的な解釈が認められ、一九五〇年に同教皇ピオ12世が著した回勅において進化論は聖書と矛盾しないことが認められた。

米国のファンダメンタリズムの圧力によって、幾つかの州では公立学校で進化論を教えることを禁じる法律が定められた。一九二五年にテネシー州で進化論を教えていた教師が告訴され、有罪となったが、この判決はジャーナリズムから多くの批判を浴びた。

◆大義の乱用

宗教的な「熱狂心」(fanatism)によって、自分とは違う者に対して排他的な態度を取ることがある。真理のうちに身を置き、真理を支配してはいないことを自覚する真の信仰は、表現の多様性を認めているはずである。

教皇ヨハネ・パウロ2世は「神の名によって殺すべきではない」…「暴力の連鎖を避け、報復に流されないように」…「ゆるしあいなしに正義も成り立たない」と述べている。(平和のメッセージ、二〇〇二・一・一)。

最近の米国大統領の演説は「神が国を祝福するように」という言葉で締めくくられることに「うんざりしている」と述べたのはベルギーのダネールス(Daneels)枢機卿である。

◆諸ファンダメンタリズムの台頭

一九九一年に『神の復讐―キリスト教、ユダヤ教、イスラム教における世界征服』という本がフランスでベストセラーになった。著者ケペル(G・Kepel)によってイランのホメイニやイスラエルのシオニズムや米国のモラル・マジョリティー(多数派の道徳運動)やイタリーカトリック系のコムニョネ・エ・リベラジオネ(「一致と解放」)などは現代のファンダメンタリストの台頭だとされた。そして、中東やスーダンやアルジェリアにおける

現代社会は宗教教育を必要としているか？

国学院大学 教授 井上 順孝

戦闘的なイスラムの一部とか、インドにおけるヒンドゥー・ナショナリズムや北アイルランドやボスニアなどにおいても熱狂的な宗教性が政治的な狙いと結びついていることも周知のとおりである。

最近『文明の衝突』の著者ハンチントンは宗教による衝突が避けられないという見解をもち、ブッシュ大統領の諮問機関に影響が強いと言われている。

本来ならば、ユダヤ教徒、キリスト教徒、イスラム教は古代から和解の伝統をうけついでいるはずである。アブラハムなどの物語を思い浮かべるまでもなく、砂漠を彷徨う中東の農牧民族の間でもてなしの心が大切にされていたことは周知の通りである。

「敵のために祈れ」とすすめたイエスは処刑される前夜、力で自分を守ることを断り、「剣をさやにもどしなさい。剣を取る者はみな、剣で滅びる」と弟子に言われた。

◆諸宗教協力の時代

世界宗教者平和会議（WCPR）執行委員会は9・11のテロの出来事とその後の報復の風潮を受けて「世界各国から集まった諸宗教指導者とともに、テロと暴力に反対し、正義に基づく平和を構築する」ことを目指して二〇〇一年十月二十四日に声明文を著した。その中で寛容をうったえ、宗教者によるまたは宗教における過去の不寛容も反省した。

カトリックの場合、第二ヴァチカン公会議（一九六二－六五）において過去の反省が行われ、イエスの福音に基づいた信教の自由、諸宗教の対話、現代世界との積極的な関わり、諸文化の出会いなどが大切にされるようになったのである。

◆政教分離の位置づけ

過去の宗教戦争を繰り返したくない。そして、世俗権力による宗教の利用も、宗教による政権への余計な介入も当然さけたいので、政教分離の原則を大切にしたい。しかし、ファンダメンタリズムを避けようとするとき、逆の極端、即ち宗教の孤立した個人主義に陥らないようにしたい。

米国のイエズス会員で、社会倫理の分野で現在最も権威のある方の一人はD・ホレンバッハ（Hollenbach）であるが、去年著した『社会共通善とキリスト教倫理』の中でこのことを主張している。

彼に言わせれば、多様性のある社会の中で、各人の特異性を生かしながら社会に貢献することを大切にしなければならない。更に社会全体の共通善を求めるに当たって諸宗教が果たすべき役割がある。いわゆる「相互不干渉の寛容」という美名の下に宗教を私的生活の領域に閉じこめてはならない。むしろ、ガンジー、マーティン・ルーサー・キング牧師、南アフリカのデズモンド・トゥトゥ司教、エルサルバドルのロメロ司教たちのように信仰に支えられた人々は、人権尊重のために多大な功績を残した。彼らは決してファンダメンタリストでもなかったし、かといって社会正義に対して無関心でもなかったのである。

Juan masia（ホアン マシア）
上智大学神学部教授（倫理神学）
1941年にスペインで生まれる。
1966年 来日
1975年 マドリッドのコミリアス大学で哲学博士号取得
現在 上智大学生命科学研究所教授（生命倫理）を兼任
著書『真理の探求』（あかし書房）
『解放の神学』（南総社）など

◆宗教教育に関する動き

宗教教育に関する議論は、一九九五年のオウム真理教による地下鉄サリン事件以後、にわかに注目されるようになった。そして中央教育審議会（中教審）が教育基本法の見直しを行っているのに伴い、さらに広い範囲で意見が交わされるようになったという印象がある。すなわち、二〇〇〇年三月に内閣総理大臣のもとに設置された教育改革国民会議が、同年十二月の報告書で、「新しい時代にふさわしい教育基本法を」という提案をした。その中では「伝統・文化など次代に継承すべきものの

尊重、発展」を含む三つの観点が示されていた。中教審は、これを受けて教育基本法の第九条の「宗教教育」の見直しを含めた基本法全般についての議論を行った。

◆宗教教育の必要性

　このような動きをいくぶん意識する形で、ここ一、二年を見ても、さまざまな団体、学会等が、シンポジウムのテーマに宗教教育に関する問題をとりあげている。たとえば、二〇〇一年十月には、同志社大学神学部が、「『心の教育』の可能性を問う―公教育における宗教教育」と題するシンポジウムを開催した。二〇〇二年六月には、「宗教と社会」学会学術大会のワークショップで、「宗教教育の日韓比較―公教育において〝宗教〟をどう扱うか」という議論がなされた。また、本年三月には、㈶日本宗教者連盟が「いま、〝宗教教育〟を考える―教育基本法第9条の理念と現状」と題するシンポジウムを行った。

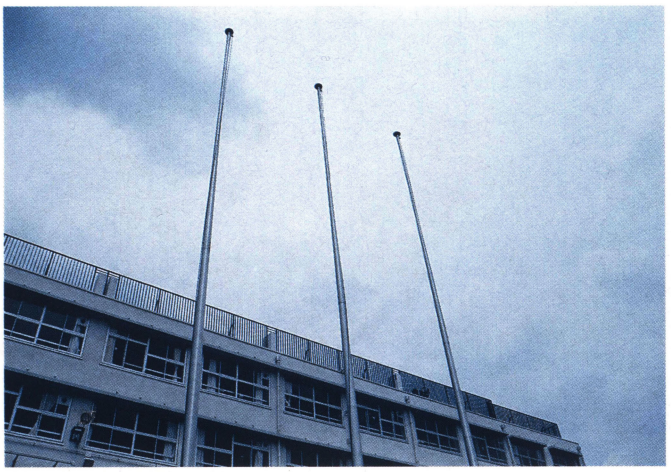

　このように、宗教教育を真剣に考えるべきときが来ているという認識は高まってはいる。だが具体的にどのようなことに着手すればいいのかとなると、見通しはきわめて漠としていると言わざるを得ない。その大きな理由の一つとして、現実が十分踏まえられていないということが挙げられる。今の若い世代の行動に憂いを抱く人は多い。とくに道徳や倫理規範の弱化、とくに公共心の低下はかなり深刻である。

◆現状における問題点

　しかし、そうした問題点を宗教教育の導入、あるいは教育基本法の改正のみで解決していけるかというと、おそらく無理であろう。道徳や倫理規範を教えていく上で、親や教師の影響力がなぜ衰えたのか。この点を真剣に考えるためには、現実に起こっていること、現実社会の仕組みをより的確に把握せねばならない。しかしながら、多くの議論はこの作業を怠っているとしか思えない。宗教教育を論じる仏教界もその例外ではない。

　仮に今の学校教育において伝統的な道徳を教えるなど、宗教教育を導入したら、事態が改善するというなら、かなり自由に宗派教育を行える宗教系の学校が、すでにその効果をあげていなければ説得性が薄れる。しかし残念ながら、仏教系の学校に話を限っても、現状ではそのようには評価し難い。

　宗教系の中学、高校における宗教教育の実態調査を十年以上行った結果見えてきたのは、教師の影響力の乏しさである。宗教の知識教育においてさえ、もはや教師は生徒に対して優位とは限らない。この情報時代に、その気になれば、生徒は新しいツールを手にさまざまな情報を入手できる。実は大学でも、宗教学が専門の教員がたじろぐほどの情報を集めている学生がいる。とりわけ現代宗教に関する知識に関しては、そうした傾向が強い。

　また、宗教の情操教育は教師の資質に大きく依存するから、教師がどのような人間であるかによっては、まったくの逆効果となりかねない。情操教育が影響を与えうるのは、教える側に生徒たちがなるほどと思う理念と実践の双方がそなわっているときに限る。そ

してそのような教師は少ない。

宗教系の学校におけるこのような現状が見えてくるときに、公立の学校でどんな宗教教育が可能であるのだろうか。そこでは宗派教育はできないなどの制約がある。それに、社会は「宗教教育」をさほど必要としてはいない。むろん生徒自身も必要性を感じていない。大多数はむしろ宗教教育など嫌がるであろう。一九九〇年代末に行った数千名の学生へのアンケート結果を見ても、宗教家の話を聞くよりは福祉などで活動している人の話を聞きたいというのが現実である。この点は、宗教系の学校でも大きな違いはない。

ここで、教育基本法の第九条（宗教教育）を確認しておこう。

「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」

「特定の宗教のための宗教教育」はいわゆる宗派教育と解釈するのが、学界では一般的だが、これが宗教教育一般ととらえられがちなのが現状である。したがって、ここを「特定の宗教のための宗派教育」というふうに変えれば、より趣旨が明確となるが、もともとの条項にはそう問題があるとは思われない。問題があるのは現実の教育条件である。宗教について適切に教えられる教師が極端に少ない。生徒たちに必要な情報はなにかを真剣に考える人が少ない。そうしたことである。

◆今後の宗教教育をどうすべきか

宗教教育という観点からして、二十一世紀において必要なことは、自分たちの伝統的宗教文化を学ぶとともに、世界のさまざまな宗教文化を知り、視点が広く、感性の豊かな人間を育てることである。これ以上の目標、たとえば宗教的情操の涵養とか、伝統文化の尊重というような目標は掲げたとしても実現が困難である。それは上に示した現状からして容易に導かれることである。また、宗教ということにあまり関心を抱いていない多くの親たちからの警戒感を招くであろう。

これからの世界に必要とされる知的な洗練をまずは心がければいい。つまり、日本人は伝統的にどのような価値観を育ててきたか、世界にはどのような価値観があるか、それぞれの宗教文化は具体的にどのような行動を勧め、どのような行動を嫌ってきたか。そうしたことを具体的事例を通して学ぶこと、そうした学びをしやすくすること。それが第一歩である。日本社会に宗教不信が強まっていることを切実な問題と認識せず、非現実的な宗教教育論を展開する仏教関係者もまま見受けられるが、それでは話は一歩も進展しない。宗教文化は人間社会にとって重要な「資源」であるということを理解させることから始めなければならないのが現状である。そうした発想法が社会にある程度浸透したとき、次のステップが自ずと見えてくるのである。

井上順孝（いのうえ　のぶたか）
国学院大学　神道文化学部　教授
博士（宗教学）
1948年生まれ。
1971年　東京大学文学部卒
1974年　東京大学大学院博士課程中退
現在　国学院大学日本文化研究所教授を兼任
著書に『図解雑学　宗教』ナツメ社、『若者と現代宗教』ちくま新、『宗教社会学のすすめ』丸善ライブラリー　他、多数

ことばについて考える

前号ではイスラム世界とはどのような世界なのかを概観してみました。

今回は「イスラム原理主義」ということばを捉えて西洋近代国家の価値観に慣れている我々がイスラムについて持っている先入観について考察してみます。

イスラム原理主義ということば

最近は日本でも、イスラム原理主義、あるいはイスラム・ファンダメンタリズムということばを、頻繁に耳にします。しかし、少なくとも宗教を専門とする研究者は、このような名称をあまり使いません。なぜなら「原理主義」というのは、元来、キリスト教のなかの特定の動きを指す名称であり、イスラムにそれを使うことによって、あたかもキリスト教の原理主義とまったく同じ運動がイスラムの中にもあるかのような誤解につながるというのが一つの理由です。もう一つの理由は、報道のなかで繰り返し使われるうちに、これらのことばが手垢にまみれ、ネガティブな評価を負った名称となってしまっているという点です。報道では、人間が傷ついたり殺されたりする場に焦点が合わされ、そのような場とのつながりのなかで報じられることにより、イスラム原理主義、あるいはファンダメンタリズムは暴力的な動きであるというような誤った連想が成立しています。

イスラム主義

イスラムの名において自国の政権を批判し、またアメリカを頂点とする国際秩序に抗議の意を表明する人々はたくさんいます。このように現状を批判し、「イスラム的」秩序を社会に確立することを求める動きを、ここでは「イスラム主義」と呼んでおきましょう。そのなかには暴力を手段として使うことも致し方ないと考え、その通りに実行する人々もいれば、そのようなやり方を一切否定し、言論を唯一の手段とする人々も大勢います。手段における見解の多様性は、他の政治的な理想を掲げる人々の間でも、平和を重視する人もいれば、暴力を使うことを是とする人々がいること見れば、それが決してイスラムに特殊な状況でないことは明らかでしょう。戦争と呼ぼうと、テロと呼ぼうと、抵抗運動と呼ぼうと、暴力に変わりありません。

それにしても、他の宗教と比べてもイスラムは突出して、政治的な問題に強い関心を見せる宗教だという印象があるかと思います。それがイスラムに対する否定的な評価につながっているという側面は否めません。

西洋型近代国家＝近代国家!?

私たち日本人の多くは、政教分離原則こそが近代的な社会の必要条件であると考えています。私たちの頭には、政教分離原則に基づく西洋型近代国家だけが近代的国家であるという図式が頭の中に入り込んでいて、西洋的でなければ後進的であると考える傾向があります。しかしよく歴史を振り返ると、実は政教分離という制度はキリスト教世界がその独自の神学的議論や歴史的な経験を経て生み出した、きわめてキリスト教的な色彩を持ったものであるということがわかります。イスラム教徒は、この点を非常に意識しています。

イスラムにおける政教一致

次に重要なのは、イスラム教徒の間

現代と宗教

イスラム原理主義という

では、政治と宗教を一致させることこそが正しいという考え方が根強いということです。言い換えると、神の命ずる正義をこの世に実現するような政治こそが行われるべきだと考えるわけです。この背後には、政教分離原則を生み出したキリスト教の伝統とはまったく正反対のイスラムの歴史的背景があります。

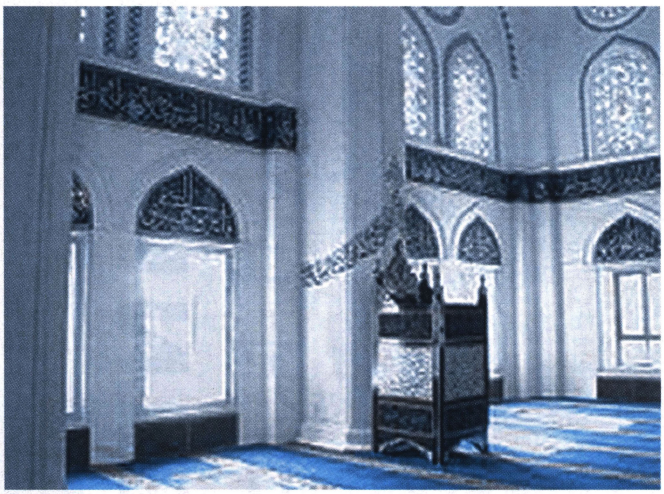

イエスは、政治的には成功しませんでした。少なくとも、彼が生きている間には、彼の唱えた理想の実現を試みようとするような社会は存在しませんでした。彼は、十字架に磔にされてこの世を去ります。しかしイスラムの預言者であるムハンマドは、六二二年にメディナにイスラム教徒の共同体を作り上げます。この年がイスラム暦の元年になっているのは、偶然ではありません。共同体の成立によって、イスラムは本当の第一歩を踏み出したと理解されているのです。ムハンマドは、宗教的にも政治的にも指導者になります。ここに、いまだ小規模ながら、イスラムの理想を実現しようとする社会がついに誕生しました。七世紀のメディナに存在したこの共同体は、イスラムの教えに従った理想社会であったというのがイスラム教徒の見方です。宗教と政治を一致させること、これはムハンマドが実際に行ったことでした。「カエサルのものはカエサルへ」ということばによってイエスが政治的な権力を忌避したという事実はキリスト教徒にとって大きな意味を持ちますが、ムハンマドがメディナにイスラムの共同体を作り上げたという事実はイスラム教徒にとって、それと同じか、あるいはそれ以上の意味があります。より良い社会を作り上げようとするとき、イスラム教徒にとって、モデルはこのメディナの共同体です。

ただし、七世紀のメディナの共同体を理想として掲げるからといって、イスラム教徒は後ろ向きで後進的な人々であると考えるのは正しくはありません。七世紀のメディナの共同体をモデルとしているといっても、決して、それをそのまま再現しようというのではなく、それを神の命じた正義を掲げる社会と見て、その精神や理念を継承しようというのです。それは、私たちが遠い未来に理想社会を思い描き、それに近づこうと一歩一歩努力するのと、本質的に何も変わりはありません。

文・八木久美子
大阪市生まれ。東京外国語大学卒業。東京大学大学院修士課程終了。米国ハーバード大学より博士号（宗教学）。現在、東京外国語大学外国語学部助教授。著書に『地球村の行方』（共著 新評論刊）、『人種主義の実態と差別撤廃に向けた取り組み』（共著 現代人文社刊）などがある。

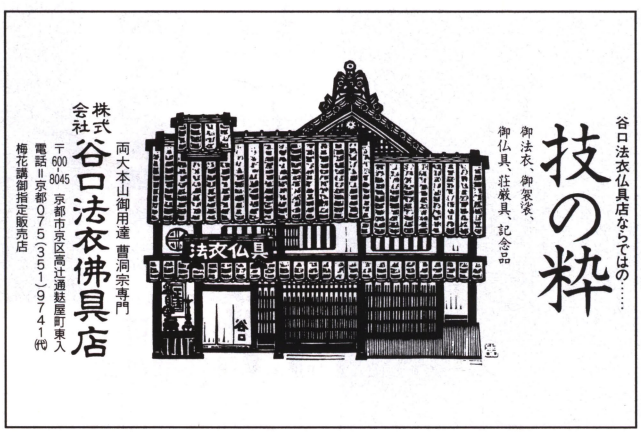

禅 SOUSEI INTERNATIONAL

スピリチュアリティとしての禅

religion⇔spirituality

わたしがこちらで縁のできたアメリカ人禅修行者たちは、みんな「家族の宗教」としてはキリスト教かユダヤ教を背景として育ってきた人たちです。もちろん禅に出会うまでのそれらの宗教に対する彼らの「信仰」の強弱には人それぞれに違いがあるでしょうが、だいたいは「それをどうしても信じきることができず（あるいははじめからなにも惹かれるものがなく）、しかしなにかそれに代わる宗教的な教えと実践を求める途上で禅に出会った」という人たちです。なかには禅のおかげで自分のもともとの宗教を見直す眼が養われ結局それにもどっていった人もいましたし、自分のもともとの宗教を保持しながら同時に熱心に禅を学んでいる人もいましたが…。

彼らは、religionという言葉とspiritualityという言葉を使い分けてそのへんの事情をこう表現します。「わたしにとってキリスト教（あるいはユダヤ教）はreligionだったが禅はそうではなくspiritualityなのだ」と。religionは日本語では普通「宗教」と訳されてそれが定着していますが、spiritualityについてはまだこなれた良い日本語の訳語が見つかっていないようです（「宗教」も厳密に言えばいろいろと問題のある訳語ではありますが…）。今のところ「霊性」とか「精神性」と訳されていることが多いのですが、わたしにはどうも最適の訳語だとは思われません。むしろそのまま使って将来、日本語の語彙として受け入れるようになるのを待つほうが賢明なのかもしれません。（前号まで本誌に連載をされていた正木高志さんもその題に『環境問題のスピリチュアルな視座』とそのまま使っておられました。「環境倫理の源泉となる精神性（スピリチュアリティ）」について論じた氏の好著『木を植えましょう』では「霊性」、「精神性」、「精神世界」といった表現をされています。）いずれにせよ、彼らの意識においてはさまざまな理由から禅をreligionとよぶことには抵抗があり、それに代わる言葉としてspiritualityという言葉が選ばれているのです。このようにして「スピリチュアリティ」という言葉（概念）を使うことで英語圏の人々は人生における宗教的次元・宗教的諸問題（人生の究極的意味、苦しみや罪の問題、「生死の一大事」、「自分とは何か」、「宇宙と自己の関係」、「神」など）をいままでよりもっと広く豊かな文脈のなかで、しかもこれまでよりもはるかにのびのびと思索し語り実践することができるようになったのではないかとわたしは感じています。これは単なる言葉の流行の問題ではなく、「レリジョン」ではない「スピリチュアリティ」という独自の生の次元が人々の意識のなかに根を下ろしはじめている徴候かもしれません。わたしが親しくしている大学の宗教学科の先生たちともreligion vs. spiritualityという問題をめぐってよく議論をすることがあります。ちなみに、WHO（世界保健機構）の「健康」の定義においても、これまでの「身体的、精神的、および社会的に完全な幸福…」というところに「スピリチュアル」という語を加えて、「身体的精神的社会的かつ霊的（スピリチュアル）に完全な…」と改正する案が検討されているようです。

宗教とスピリチュアリティの乖離現象

さて、故内山興正老師は「人間が人間以上のある権威（神あるいは神的啓示、その啓示を受けた神の代理者、巫師など）の言葉によって暗示にかけられて、人間がその権威に絶対的に従順になる関係を宗教とよぶなら禅は宗教ではない。しかし宗教が『もっとも洗練された人生態度の教え』（宗＝生きる上でもっとも根本的な、教＝教え）という意味なら、禅は純粋な宗教である」とおっしゃっています。老師の使われたこの「もっとも洗練された人生態度」という表現をお借りするなら、彼らの言うスピリチュアリティとは「もっとも洗練された人生態度を学ぶ道」のことであると言い直すことができるでしょう。彼らにとって禅はそういうものとして不思議な魅力を放っているのであり、それに対して自分達のもともとの宗教であるキリスト教やユダヤ教はもはやそういう意味での「道」としてアッピールしてこない（と感じられている）のです。現在、仏教の瞑想センターとして使われている建物が、かつてはキリスト教やユダヤ教の集会所・教会・僧院であったという事例をよく耳にしますが、それもこう

いったかなり多くのアメリカ人の内面で静かに進行中のスピリチュアル・レヴォリューション（革命）の具体的現れとして理解できるでしょう。人々はこれまで自分の人生の宗教的側面を独占・専有してきた既成の伝統的宗教に背を向け、その外で自分なりのスピリチュアルな旅を始めているのではないでしょうか？もちろんそこにはたくさんの間違いや混乱があるのですが…。

これと同じような「宗教とスピリチュアリティの乖離現象」が日本でも起こっていないでしょうか？もしそうだとしたらそこで背を向けられている「既成の伝統的宗教」の代表とは他でもない仏教なのです。本誌の読者の多くは仏教寺院を運営しているか、またはそれに深く関わっている方たちでしょうから、わたしなどよりはよほどその実態を身近にご存知でしょう。わたしが時々日本に帰るたびに、奇妙にもいつもどこかの新興宗教団体が世間で物議をかもしだしているのを目撃しますが、それは意識的・無意識的にスピリチュアルな旅を始めた人たちが陥っている混乱と暴走の症候だとわたしには思えるのです。

スピリチュアリティを学ぶきっかけとしての禅

わたし自身は、今にいたるまでいわゆる「宗教」に対しては根本的に懐疑をもっています。ですから二十年以上もまえに、漢方医学を本式に学ぼうと師事を仰いだ方から「まずなにより禅の修行をしなさい」と指示されたときも「いまさらそんな抹香くさいことをする必要がどこにあるか」と正直なところ反発を覚えたものです。しかし同時に、十歳の時に自分に起こった体験が契機となって、自分の胸のなかに或る「公案」が自然発生的に育ってきていたことも確かでした。その意味でわたしは「宗教にはきわめて批判的であるが非常にスピリチュアルな探求者」だったのです。（たとえば当時のわたしは熱心に合気道や野口体操の稽古をしていましたが、それは体力作りのためではなくそこにスピリチュアルなものを感じていたからです。もっともそのときはそういう言葉を知りませんでしたが…。それとまったく同様な理由で生物学や天文学などの自然科学も独学していました。わたしにとってはそれらはいわば「『宗教』ではない宗教」でした）こういう経緯でなんの準備もなく円覚寺居士林の接心に飛び込みました。そこで垣間見た禅の姿は、わたしが密かに探し続けていた「スピリチュアリティ」そのものであると感じられたのです。「こんな生き方が綿々と伝えられていたのか！いままでそれを知らずにすごしてきたとはなんと迂闊だったことか。しかし、いまその存在をこうして教えられたのはなんと有難い縁だろう」という深い感動を覚えました。

このわたしの経験は禅がスピリチュアリティを学ぶひとつの豊かな水源であると感得される可能性は西洋人だけではなく、日本人にもまだじゅうぶん開かれているということのささやかな証左になるでしょう。こういう禅への入り方をしたわたしは、禅を介してアメリカで出会っている人たちと禅への視線を共有しているのです。そしてわたしはそれがあるから彼らと切り結んでいけるのだと思っています。彼らがスピリチュアリティとして禅に求めているのは、やせ細り形骸化した宗派的宗教としてのできあいの「メイドインジャパン　缶入り曹洞禅」ではなく、道元禅師が「正伝の仏法」と喝破した絶えず人を啓発し続ける生ものみずみずしい「修行の道」なのですから。

スピリチュアリティとしての禅を活性化させるために

こうした意味あいにおけるスピリチュアリティとしての曹洞禅を日本において再活性化するためには何が必要なのでしょう。日本においてもスピリチュアリティへの希求は弱まるどころか魂の深いところではますます強くなっているとわたしは見ています。人間とは他の動物とは違ってなぜかスピリチュアルなことを追求してしまうように本来的にできているようなのです。問題は伝統的寺院や僧侶がそういうことを世話する場所や人物として人々から期待されなくなっていること、そして実際においても、そういう希求に応える力量を失ってしまったことなのです（アメリカにおけるキリスト教やユダヤ教に起きつつあるのと同じ現象？）。なぜそういうことになってしまったのか、当事者のわれわれは深く考えてみなければなりません。

人々の深いところにあるスピリチュアルな求め（昔はそれを「求道心」と呼びましたがもう時代遅れの言葉になってしまったのではないでしょうか）に息を吹き込み（それが「インスピレーション」の本来の意味です）目覚めさせるような禅との出会いの場をいかに創造していくか、言い換えれば誰もがこころに持っている「発心」の種が発芽するような条件をいかに整備していくか。それが寺院や僧侶の一番の課題だと思います。この点について次回でもう少し私見を述べさせていただきたいと思います。

文・藤田一照

1954年、愛媛県生まれ。1987年、米国マサチューセッツ州ヴァレー禅堂の住持として渡米、現在にいたる。著書に『新こころのシルクロード』（共著　佐賀新聞社刊）、訳書にティク・ナット・ハン『禅への鍵』（春秋社刊）、スティーブン・バチェラー『ダルマの実践』（四季社刊）等がある。

〈梅花流法具指定販売店〉
法衣・袈裟・打敷・寺院荘厳具・京仏壇・京仏具
株式会社 安藤
本　社
（〒605-0081）京都市東山区古門前通花見小路東入ル
0120-29-8161（法衣部）
0120-29-8165（仏具部）
0120-19-8168（贈答品部）
東京店
（〒105-0014）東京都港区芝2丁目15番2
0120-3232-09
福岡店
（〒812-0036）福岡市博多区上呉服町12-7
0120-2143-22

ディスカバーヒューマンライツ

――基本的人権(3)～メディア規制関連法案とは――

はじめに

前回は、日本国憲法が保障する基本的人権の中でも重要な地位を占めている「表現の自由」について述べてきました。

最近、いわゆる『メディア規制関連法案』(『個人情報保護法案』、『人権擁護法案』及び『青少年有害社会環境対策法案』)に対して、「表現の自由を害するものだ」等といった批判が、主に報道機関によってなされています。そこで今回は、そもそもこれらの法案はどのような内容なのか、また、これらの法案に対してどんな問題点が指摘されているのかについて述べていきます。前回述べた「表現の自由」、「報道の自由」及び「取材の自由」の重要性を意識しながら読んでいただけたらと思います。

個人情報保護法案

個人情報保護法案は、情報化社会の進展を踏まえて、個人情報を保護するために、個人情報を取り扱う際の基本原則、個人情報取扱業者の義務、業者に対する行政の指導・監督権限について定めています。

まず、個人情報を扱う全ての者は、次の5つの基本原則を守るよう努めなければならないとされています。

① 「利用目的による制限」～利用目的が明確にされ、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱うこと。
② 「適正な取得」～適法かつ適正な方法で取得すること。
③ 「正確性の確保」～利用目的の達成のために必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保つこと。
④ 「安全性の確保」～漏洩、滅失又は毀損の防止等必要かつ適切な措置。
⑤ 「透明性の確保」～本人が適切に関与しうるよう配慮すること。

さらに、個人情報取扱業者に課される義務規定により、データベース事業者などは、本人の求めに応じて情報の開示、訂正、利用停止を行わなければならないとされています。義務違反には助言、勧告、中止命令などが課されることになっています。そして、主務大臣は、事業者が設ける苦情処理機関を認定し、改善命令を出すことができ、違反した場合には罰則が課されます。以上の義務規定については、報道・学術研究・宗教活動・政治活動について適用が除外されています。

この法案に対しては、まず、上記『基本原則』は、報道機関にも適用されるため、「適法かつ適正な取得」「本人の適切な関与」などの条項を理由に、被取材者から正当な取材を拒否されたり、取材内容の開示を求められるおそれがあり、**特に公人の疑惑追及などの取材活動に制約が加えられる危険性がある**、と批判されています。

また、報道機関が報道目的で個人情報を取り扱う場合には、『義務規定』の適用が除外されることになっているが、**「報道目的」か否かの判断基準が行政に委ねられることになり**、さらに「報道」以外の全ての分野、たとえばバラエティやドラマなどに対して**行政の介入を招くことになる**、また、フリーのジャーナリストや作家などについての扱いも明確になっていない、などと批判されています。

人権擁護法案

人権擁護法案は、人権侵害を受けた被害者を救済するために「人権委員会」(法務省が管轄する独立行政委員会)を新設することを骨子とし、一般的な人権侵害行為とは別に、特に救済が必要な人権侵害行為として「差別」「虐待」などと並べて「報道による人権侵害」を挙げています。

この「報道による人権侵害」は、取材・報道の対象者が犯罪被害者等(犯罪行為により被害を受けた者、犯罪行為を行った少年、犯罪行為により被害を受けた者又は犯罪行為を行った者の配偶者等)であり、プライバシーを侵すような報道や、「過剰な」取材行為が行われた場合としています。

「過剰な」取材行為については、当該者が取材を拒否している場合に、「つきまとい」「まちぶせ」「進路に立ちふさがり」「通常所在する場所の付近で見張り」「押しかける」「電話、ファクシミリで送信する」などの行為を継続、反復した場合と定義しています。

そして、この人権侵害行為については、人権委員会に、

① 当事者間を調停・仲裁する。
② 人権侵害行為を止めるよう勧告する。
③ 勧告に従わない場合はその旨を公表する。

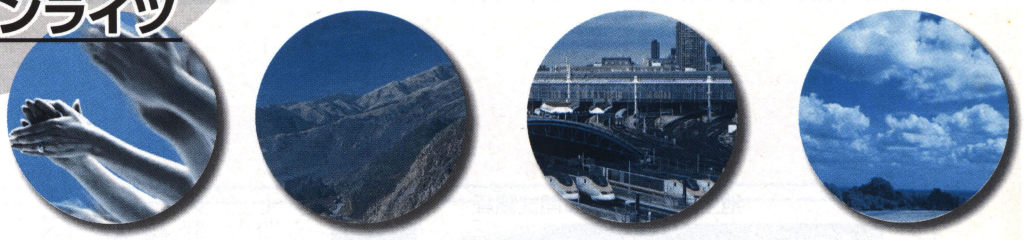

④ 被害者が加害者を訴えた場合に訴訟を援助する。

といった権限を与えるとしています。

この法案に対しては、以下のような批判がなされています。

まず、法務省は報道の自由に配慮して救済の対象を限定したとしているが、**犯罪被害者等が政治家や官僚などの公人である場合でも、特に対象から除外していない。**

また、「過剰な」取材として法案に列挙されている取材活動は、見方を変えれば「熱心な取材活動」「粘り強い報道」であり、国民の知る権利に応えるためには必要とされる場合も多い、これに対して取材停止の勧告がなされたり、場合によっては勧告内容が公表されるようなことになれば、**取材・報道活動が非常な制約を受けることになる。**

電話やファクシミリをどの程度繰り返せば「過剰な」取材となるのか、**その線引きはもっぱら人権委員会の判断に委ねられ、報道側からの不服申立ての規定は設けられていない。**

人権委員会は、法務大臣から独立して権限を行使するものとされているものの、こうした救済活動を実際に担うのは法務省の人権擁護局を改組して作られる事務局が中心となる。また、法務省の地方法務局に事務委託することも定められているため、取材・報道活動に行政機関が直接介入してくる可能性が強い。

以上、要するに、**行政機関による報道への不当な干渉につながりかねず、国民の知る権利に応えるための「熱心な取材」「粘り強い報道」にブレーキをかける危険がある**、と批判されています。

青少年有害社会環境対策基本法案

この法案は、**18歳未満の青少年の保護、健全育成を目的とし、事業者が提供する商品など全てを規制対象としています。**放送番組、映画、新聞・雑誌、ゲームソフト、インターネットなどあらゆるメディア及び表現活動が対象に含まれています。

法案では、事業者は、提供する商品などが青少年の健全育成を阻害するおそれがある場合、青少年の心身の発達の程度に応じた供給方法などを定めた協定を締結・設定するように努め、それを主務大臣などに届け出るものと規定しています。

また、事業者は、「青少年有害社会環境対策協会」を業界ごとに設立し、同協会が事業者に対する苦情処理・助言・指導・勧告を行い、一方、協会は、その活動に対して主務大臣・都道府県知事から助言・指導・勧告を受け、協会が勧告に従わない場合には、主務大臣などがその旨公表できます。

この法案については、以下のような問題点が指摘されています。

法案は、青少年の健全育成という名目のもと、憲法で保障されている「表現の自由」を行政の監視下に置き、国民一人一人の文化的な価値観に国家が踏み込むものである。具体的には、

① 「青少年有害社会環境」の定義に「性・暴力に関する価値観の形成に悪影響を及ぼす」などの表現を使用しているが、定義があまりに幅広くかつ曖昧であり、法律が恣意的に運用される危険性がある。さらに「価値観の形成」という思想領域まで規制しようとしている。

② 「青少年有害社会環境対策協会」の規定は、一見各業界の自主性を尊重する形をとっているかのようにみえるが、最終的には行政が「有害」かどうかを判断し、対策協会に助言・指導・勧告・公表を行う以上、行政による事業者への介入にほかならない。

③ とりわけ、放送分野では、憲法に加えて放送法によって、自主自立を保障され、この原則のもとで番組審議会をはじめとする自主規制の仕組みが設けられている。法案は、こうした自主規制の仕組みを壊してしまう。

最後に

ここでは各法案の是非について論ずることはしませんが、みなさんも、前回述べた表現の自由の重要性などを踏まえて、各法案の是非について一度考えてみてはいかがでしょうか。

文・見野彰信

早稲田大学法学部卒。民事・刑事・家事など法律問題一般を扱う。野田信彦法律事務所（札幌市）所属。

修復工事から新築工事まで
あらゆる地震（＝対地震）工事に
最新技術※で対応しております。
日本古来の伝統の技を伝承する、
魚津の設計と施工。

※大本山總持寺積台耐震改修工事で採用させて頂きました。

神社・仏閣専門建築
株式会社 魚津社寺工務店
〒454-0004 名古屋市中川区西日置二丁目12番20号
TEL(052)331-3080・0854 FAX(052)332-3540

全曹青情報局

平成十五年度第十五期全曹青総会開催される

去る六月十四日㈯、曹洞宗檀信徒会館において、全曹青総会が開催された。

総会に先立って、午前十時より全国の評議員四十五名参加の下、「評議員会」が開かれ、前期委員会により平成十四年度活動報告が行われた。引き続き、平成十五年度活動計画案が今期委員会より出され、活発な議論の後、参加者全員の拍手により無事可決した。

中食を挟み午後一時より、全国から結集した百余名の会員各位の参加を得て、「平成十五年度全曹青総会」が開催された。第十四期会長の池上幸秀師の導師による、開式諷経の後、同副会長本土一真師により開会が宣言された。高祖大師七百五十回大遠忌という勝縁に接し、慕古事業の推進など辣腕を振るわれた池上師は、開会の辞に引き続いての挨拶の中で、「新世紀プロローグ・とどろけ全曹青のハーモニー」のスローガンを掲げて邁進してきた二年間の足跡を振り返り、全曹青の今後更なる飛躍を願いつつ第十五期山口英寿新会長へとしっかりとバトンが手渡された（山口会長の所信表明については本誌表紙裏、池上前会長の挨拶については二十頁を参照）。

池上前会長による開式諷経

熱心な議論がくり広げられる

引き続き、教化部長・宮川敬學老師より旧執行部への慰労と、新執行部への激励のお言葉をいただき、議長に佐藤道昭師（秋田県曹洞宗青年会）、副議長に鮫嶋大仙師（曹洞宗福島県青年会）が選出され審議が始まった。まず始めに前期各委員会より平成十四年度活動報告がなされ、場一致にて承認。これにより第十四期執行部は全任務を終え、会場の暖かい拍手に送られて無事退任した。代わって山口英寿新会長率いる新執行部が紹介され、会場の暖かい拍手に迎えられて初の任務に就いた。山口新会長は就任挨拶の中で所信表明を発表し、「『燃え上がれ青年のエネルギー』をスローガンに掲げ、来年三十周年を迎える全曹青に尽力されてきた諸先輩の足跡を見直し、今後、全曹青の進むべき方向性を見出す機会にしたい」と力強く宣言した。

その後、今期各委員長より平成十五年度活動計画案が報告された。その後の質疑においては会員各位より様々な貴重なご意見を頂戴したが、その中でも特に各委員会の活動報告及び計画に添付された予算・決算書について、「今まで以上に詳細な表記をしてほしい。また、慎重に検討していただきたい。」との指摘があり、それを受け各執行部はじめ、各委員会が十分な配慮を持って各事業を遂行しわかりやすく詳細な活動報告が行われるよう意識統一がなされた。また、三十周年記念事業準備委員会阿部光裕委員長より来年の全曹青発足三十周年記念事業についての活動方針が発表された。以上、各活動計画案については審議の中で、活発な論議が展開されたが、参加者全員の拍手にて承認され、宮寺守正副会長による閉会の辞を受けて閉会した。

閉会後、会場を同じくして「禅の集い中央集会」が開催された。基調講演は講師に大乗寺専門僧堂堂長・東隆眞老師を講師としてお迎えし、『曹洞宗と日本のイスラム教』と題してご講演いただいた（具体的内容については左記記事参照）。参加者は先生のお話に真剣な眼差しで聴講していた。

講演後には懇親会が催され、青年会員各位が交流を深め、全曹青の益々の発展、更には宗門の興隆に会員一同力を合わせて尽力していくことをお互いに誓願し、平成十五年度全曹青総会の全日程が無事終了した。

講演会　抄録

曹洞宗と日本のイスラーム

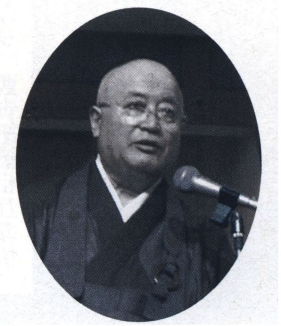

大乗寺専門僧堂 堂長
東　　隆 眞 老師

曹洞宗とイスラームとの深い縁としていくつかの事例が挙げられる。

まず第一番目に、今から100年ほど前に忽滑谷快天先生によって書かれた本で『怪傑マホメット』。これは、ムハンマド（マホメット）に関する伝記としては日本では四番目であるが、当時はイスラームの存在がほとんど知られていなかったのだから、その先駆的な業績が曹洞宗の宗侶によってなされていることを深く認識する必要がある。

第二番目に、日本において初めてイスラームを研究する機関である回教圏研究所が駒澤大学に設置され、イスラムの研究に多大なる実績を残している。昭和10年代に各国の言葉によって翻訳されたコーランを取り寄せて曹洞宗の僧侶である鏡島寛之師が紹介し、説明している。現代であれば容易なことであるかもしれないが、当時を考えるとこのことは驚異としか言いようがない。しかし、現代、宗門においてその功績が忘れられていることが非常に残念でならない。

第三番目に、関三刹であった曹洞宗竜穏寺の宿寺が東京の麻布にあったが、その宿寺は明治元年に廃仏毀釈の影響により、檀家が無かったので国有財産として取り壊され、その後、その場所にイラン・イスラム共和国大使館が設立され現在に至っているということ。

第四番目に、山梨県の文殊院という曹洞宗寺院にはイスラームの墓地がある。これは日本で唯一のイスラーム教徒の霊園ではないか。これは、昭和37年の６月に西パキスタンのアルシャードという方が親善大使として来日の折、一行は山梨県を観光された。その際に一週間ほど滞在されたこの文殊院のことを気に入られたようで、ここにムスリム（イスラーム教）の墓園が設立されればと念願され、ご住職さんやお檀家さんらのご協力により、昭和44年に開園の運びとなった。

第五番目に、カンボジアのイスラーム教徒の村で宗教の壁を越えた支援を、曹洞宗青年会が行っているということ。

次に、イスラームと仏教との関わり方について、大別すると、以下の３つのパターンに分けられる。

一つは、仏教とイスラームは相容れないという考え方。すべてというわけではないがイスラームを仏教とは同じレベルで扱ってほしくないという考え方がイスラームの側にある場合がある。

二つは、仏教とイスラームとは共通点が多いという考え方。これは仏教側からだけではなく、イスラームの立場からもそう考えている方がいるということ。

三つに、仏教とイスラームは共存・接近という様々な試みを実際にしている方がいるということ。

さて、また、イスラームではお釈迦さまは預言者に準ずる立場であると考えられているようだ。日本は中東の諸国から石油を輸入している。また、日本は中東諸国と争いをしたことがない。

以上のように深い関わりを持っている。仏教とイスラームとはできるだけ理解し協力していく必要がある。互いに否定しあっていくのならば自滅するしかない。それが、長い歴史をもつキリスト教・イスラーム・ユダヤ教とのあいだの争いではないか。そして、それを補っていくのが仏教徒の役割りではないか。

イスラームと仏教との相違点を論ずるのではなく、まず、共通点を論じていくことでお互いの理解を深めていく、今はそういう段階ではないか。イスラームと仏教は相互に支援・接触・協力・交流を進めて、お互いが共存・共生・共栄をするべきである。それは仏教徒の戯言だと言われるかもしれないが、できるところから実行に移していくべきである。しかし、それに対しての仏教側からの語りかけが弱すぎる。もっと、積極的に理解を深めていくための行動を起こしていくべきであり、そしてそこに、21世紀の平和の原理があると私は固く信じている。

●第十四期全曹青を振り返って

海の水を辞せざるは同事なり

全曹青第十四期 会長 池上幸秀

第十四期の任期を終了するにあたり、執行部役員を代表して、会員諸兄及び全国の賛助会員の御寺院様方の絶大なるご協力ご支援に、心よりお礼申し上げます。

「新世紀プロローグ・とどろけ全曹青のハーモニー」という、未来へ向けての和合僧の相を理想に掲げ、同時に、高祖道元禅師七五〇回大遠忌に因み、青年期の禅師様の葛藤とそれを打ち破る行動力、表現力のエネルギーに我々の青年会活動を同化していこうというこころざしで二年間を走り抜けて参りました。

当初、執行方針として第一に提示致しましたのは、全曹青という組織体自身が各曹青会の媒体(メディア)となり、曹青組織相互の情報交換と発展とに寄与することでした。「慕古事業」として、東司(家庭ではトイレ)掃除による、若年層への宗教的情操教育を試み、また、「八大人覚」と「傘松道詠」の浄書を通して道元禅師様のことばからその御こころに親しむこと、更に、禅文化学林の開催で、一般社会の様々な世代の人たちと共に、詩人金子みすゞさんのことば宇宙と、道元禅師様のことばエネルギーを対比し、「今、ことばで伝えたい」のテーマで、お悟りの宇宙を現代のことばで伝えていくためのヒントを模索しました。分科会では、各委員会がテーマを定めて将来我々が進むべき方向についても、「ことば」の表現力によって、有意義な議論を交わすことができました。また他方では花まつりに向けて花の種配布、伝道句集「君だけじゃない」、「ボランティアガイドブック」、「二師(教授師・引請師)侍者心得」、「活動報告集」などを発行致しました。そして、包括的にその成果は全曹青のハーモニーとして会員の皆様と共有できたものと確信しております。

今、改めて「全曹青」を見つめ直してみますと、あたかも「大海」に似ています。『正法眼蔵』菩提薩埵四摂法の巻に「海の水を辞せざるは同事なり、是故に能く水聚まりて海となるなり」とお示しのように、全曹青もまた、いろいろな水を受け入れてこそ大きな海となることができるのです。その同事行を実践させていただきながら、全国各地の勝友と出会い、また再会し、同じ法孫としての使命感を確認し合うことができましたことは無上の法悦でありました。

任期中、テロや戦争という大きな事件が世界中を震憾させました。これまでに、青少年の教化やボランティア活動によって培われた青年会の英知を集めて、更に大きな使命に立ち向かっていかねばならないと感じております。

私自身は非力でありましたが、全曹青にこれまで関わってこられた多くの先輩諸師、個性豊かな執行部役員諸兄、委員会委員の各兄各師に格段のお力添えを頂き、また、理事、評議員の皆様のご理解ご協力を賜り、お蔭をもちまして、思い残すことなく第十五期山口新執行部に引き継ぐことができます。全曹青三十周年に向けて再生する新執行部にもより一層のご支援とご参加をお願い申し上げます。最後になりましたが、各曹青会の今後益々のご隆昌とご活躍を衷心よりお祈り申し上げ、退任のあいさつと致します。

合掌

委員会総会開催

去る七月七日、宗務庁に於いて第十五期新体制による初の委員会総会が開催された。

はじめに、執行部をはじめとした委員全員の挨拶が自己紹介のかたちで一人一人おこなわれ、その後各委員長より先におこなわれた総会の資料を基に行動計画・予算が報告された。

委員会総会は終始和やかな雰囲気で進み無事終了したが、その後の各委員会に分かれての分散会では、今期これからの活動計画内容について熱心な意見交換がなされていた。

全国曹洞宗青年会 平成14年度決算書

平成14年４月１日～平成15年３月31日

収入総額　一金　33,912,519円
支出総額　一金　30,801,515円
差引残額　一金　3,114,004円

収入の部

項目	予算額	決算額	増減	備考
会費	1,451,500	1,408,500	△43,000	500×2,873名
賛助会費	13,000,000	14,116,300	1,116,300	
事業助成金	15,000,000	15,000,000	0	宗務長より
協賛金	1,000,000	630,000	△370 000	「そうせい」広告料
雑収入	329,697	1,838,916	1,509,219	墓古事業余剰金,花祭り事業収入他
前年度繰越金	918,803	918,803	0	
合計	31,700,000	33,912,519	2,212,519	

支出の部

項目	予算額	決算額	増減	備考
事業費	20,500,000	19,760,553	△739,447	
研修費	200,000	120,000	△80,000	禅の集い中央研修会等
総合企画事業研修費	3,300,000	3,231,095	△68,905	禅文化学林を含む･別ページ参照
広報	13,000,000	12,708,241	△291,759	
青少年教化研究費	1,000,000	958,633	△41,367	
ボランティア研究費	1,000,000	991,520	△8,480	
授戒会研究費	1,000,000	997,354	△2,646	
パソコン通信研究費	1,000,000	753,710	△246,290	
運営費	11,100,000	11,040,962	△59,038	
会議費	8,700,000	8,667,072	△59,038	会議費、交通費等
事務費	400,000	394,890	△5,110	事務通信費
渉外費	1,500,000	1,494,000	△15,000	全日佛青、管区大会等
雑費	500,000	485,000	△15,000	伝導句集(賛助会員分)
予備費	100,000	0	△100,000	
合計	31,700,000	30,801,515	△898,485	

残額　3,111,104円のうち1,000,000円を特別事業積立基金に繰り入れ2,111004円を次年度に繰り越します。

平成14年度特別会計（ボランティア基金）報告

平成14年４月１日～平成15年３月31日

収入総額　一金　2,785,788円
支出総額　一金　0円
差引残額　一金　2,785,788円

収入の部

項目	金額	備考
前年度繰越金	2,785,682	預金利子
雑収入	105	
合計	2,785,788	

支出の部

項目	予算額	備考
	0	適用項目なし
合計	0	

残額 2,785,788円を次年度に繰り越します。
平成14年度一般会計決算、特別会計決算を以上のとおり報告いたします。

平成15年６月13日
全国曹洞宗青年会 会長　池上　幸秀　㊞
会計　橘　昭弘　㊞

監査報告

平成14年度全国曹洞宗青年会、一般会計及び特別会計について、平成15年５月19日に曹洞宗宗務庁５階微笑庵にて、会長・副会長立ち合いのもと、諸帳簿・証書・関係書類を監査したところ、収入・支出残金ともそれぞれ合致し、適正かつ正確に処理されていたことを報告します。

平成15年６月13日
全国曹洞宗青年会 監事　日吉　一如　㊞
監事　滝　道学　㊞

全国曹洞宗青年会 平成15年度予算書

平成15年４月１日～平成16年３月31日

収入総額　一金　32,600,000円
支出総額　一金　32,600,000円
差引残額　一金　0円

収入の部

項目	予算額	決算額	増減	備考
会費	1,451,500	1,408,500	△43,000	500×2,817名
賛助会費	12,000,000	13,000,000	1,000,000	
事業助成金	15,000,000	15,000,000	0	宗務長より
協賛金	1,000,000	630,000	△370 000	「そうせい」広告料
雑収入	29,697	80,496	50,799	寄付金･利息他
前年度繰越金	918,803	2,111,004	1,192,201	
合計	30,400,000	32,600,000	2,200,000	

支出の部

項目	予算額	決算額	増減	備考
事業費	19,700,000	21,000,000	1,300,000	
研修費	200,000	200,000	0	禅の集い中央研修会等
総務委員会費	3,000,000	3,300,000	300,000	禅文化学林を含む･別ページ参照
広報委員会費	12,500,000	12,500,000	0	
青少年教化委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
ボランティア委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
法式委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
ＩＴ委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
30周年記念事業準備委員会費		1,000,000	1,000,000	
運営費	10,650,000	10,900,000	250,000	
会議費	8,700,000	8,800,000	100,000	会議費、交通費等
事務費	400,000	450,000	50,000	事務通信費
渉外費	1,500,000	1,600,000	100,000	全日佛青、管区大会等
雑費	50,000	50,000	0	伝導句集(賛助会員分)
予備費	50,000	700,000	650,000	
合計	30,400,000	32,600,000	2,200,000	

以上のとおり、予算を提案いたします。

平成15年６月13日
全国曹洞宗青年会 会長　山口　英寿
会計　香村　一孝

法衣・袈裟 再生屋本舗
甦がえらせる。リフォーム時代
立･工山帽子洗い仕立直し　金襴袈裟洗い
刺繍袈裟洗い　甲中台替　袈裟紐替
袈裟裏地替　座具裏替　法衣丈直し
法衣胴裏交換　掛衿替・色直し
法衣色抜け直し　シミ抜丸洗い
法衣生洗い
※少々のほころびは、サービス補修します。
大衣 6,800円
改良服 5,600円
七条袈裟 5,600円
潤色
※染直し・仕立直し
※当店の洗いは、法衣専門の清洗いです。
水引･柱巻･五色幕･吊り幕装置
本堂内も演出の時代へ。1人でも簡単に・安全に・きれいに
水引・柱巻・五色幕・別織物のご用命承ります。
手動式 158,000 円～
機械式 298,000 円～
電動式 590,000 円～
取付け工事込み価格です。
法衣・仏具・贈答品
なごや からすどう 名古屋 烏堂
〒457－0007
名古屋市南区駈上二丁目1番2号
TEL052(824)8900 FAX052(819)6445
地下鉄新瑞橋駅南 徒歩5分

第十四期執行部 随想録

◆会　長　池上　幸秀(いずも)

プロジェクトX「慕古事業を円成した青年僧たち」五十年後まで伝説として語り継がれる……かも。

志に燃える貴師たちと出会い創造、表現できたことに心から感謝しています。

多謝不尽

◆副会長　白井　應隆(北海道第一)

色々あった二年間でしたが、仲間とともに楽しく充実した時間を過ごさせていただきました。

全曹青の可能性はとてつもなく大きいものです。十五期の皆さんがんばって下さい。

◆副会長　山口　英寿(愛知第一)

この二年間、各管区大会参加させていただきすばらしい活動を拝見する事が出来ました。お世話になった皆さま本当にありがとうございました。

◆副会長　本土　一真(愛　媛)

執行部の潤滑油として笑顔で努めさせて頂きました。全国諸兄のパワーに圧倒された二年間でした。感謝、感謝。

◆顧　問　荒木　正昭(熊　本)

第十五期は全曹青にとって節目の期、更なる飛躍と会員諸師総参加となる大会が開催されますことをご期待致します。

◆事務局長　高原　淳尚(広　島)

各曹青会、並びに会員皆様のご協力により無事事業を成し遂げる事ができました。

また、就任時ルール作りを掲げましたが、少しは前進する事が出来たと思います。

◆会　計　橘　昭弘(鳥　取)

各方面より頂きましたご指導・ご助力に心よりお礼申し上げます。

◆総合企画　森　道輝(彩青会【埼玉第二】)

慕古事業を初め様々な活動を通して、多くの方に出会えたことに深く感謝しております。祈、十五期大盛会。

◆広　報　河村　康秀(北海道第一)

二年間、多くの皆様のご協力、ご支援により「そうせい」誌を作成することが出来ました。心より感謝申し上げます。

◆青少年教化　阿部　光裕(福　島)

「君だけじゃない」「あなたに向かって」をこの二年間で制作出来たことは、委員会一同の喜びです。

◆ボランティア　奥野　昭典(宮　城)

お送りしました『ボランティアガイドブック』をご活用下さい。

◆授戒会　高辻　康文(兵庫第二)

第十三期十四期と二期にわたり、授戒会研究委員長としてお世話になりました。この間執行部委員の方、授戒会研究委員の方々をはじめ、沢山の方々のお力をお借りして、何とか勤めさせていただきましたこと、改めて感謝申し上げます。第十五期より委員会の名称も変わり、より広く宗門の法式に関する参究ができることでしょう。第十五期全曹青益々精進されますことをご祈念申し上げます。

◆パソコン　小島　宗彦(佐　賀)

委員の皆様に助けていただきっぱなしの二年間でした。委員会名称変更に伴い名称と共に去ります。

◆事務局次長　横山　宗賢(広　島)

十四期の皆様と慕古事業を成功させたことは、私の一生の宝です。

◆庶　務　関戸　基文(大　阪)

この二年間に、貴重な経験をさせて頂き、誠に有難うございました

◆庶　務　佐瀬　宏洋(いずも)

全曹青の熱風に火傷をした心がまだ、火照っています。

感謝しています。

◆庶　務　和田　光史(鳥　取)

収穫のある充実した楽しい十四期でした。来期も更に向上できるようがんばります。

◆監　事　日吉　一如(石　川)

十四期締めくくりの監査報告は私が、と思いきや葬式で欠席。無念！

◆監　事　滝　道学(佐　賀)

十四期池上会長のもと、監事を仰せつかりましたが、充分に責務を果たすことが出来なかったのではと回顧いたしております。二年間御世話になりました。

第十四期管区理事

◆北海道　芳村元悟

◆東北　斎藤崇淳

◆関東　実浄典英

◆東海　白鷺州浩道

◆北信越　原山浩昭

◆近畿　小泉義和

◆中国　森山容光

◆四国　北口善則

◆九州　浦辺世紀

全国の青年会員諸師、皆様御一人御一人に気に掛けていただける様な運営が出来たでしょうか？

全曹青情報局

第15期執行部

顧　問
池上　幸秀
いずも

緩急自在に。個々の立場を尊重し、品位ある会議を運営しよう。そして、洞察力と批判力を養おう。燃焼不足で灰燼が残っても有益な肥となる。

副会長
和田　光史
鳥　取

三十周年を期に更なる飛躍の第一歩とし、充実した二年間を送ります。

副会長
河村　康秀
北海道第一

30周年を期によりいっそう充実し、魅力ある組織になればと思っております。

副会長
宮寺　守正
彩青会(埼玉第二)

周年事業を迎える今期、各青年会のニーズに答えるべく、アンテナを張り巡らし、努力していきたい。

会　長
山口　英寿
愛知第一

「燃え上がれ青年のエネルギー」皆さんの様々な思いをエネルギーとして頂戴し、完全燃焼したいと思います。

青少年教化委員会
阿部　正機
新　潟

枠組みにとらわれない自由な発想をベースに、「やれることをやる」スタンスで、実践的教化をしたい。

広報委員会
秋　央文
福　島

「そうせい」は全曹青と現代社会を繋ぐ媒介役でしかありません。我々の理念と志をメッセージとして、広く宗門内外に発信できればと考えております。そのお膳立てを我々がさせて頂ければと思います。

総務委員会
大坂　恵司
いずも

背負ったものは私にとって非常に重いのですが、スタッフとともに全力で任務を果たしたいと考えております。

会　計
香村　一孝
静岡第一

できる限り解り易くクリアーな会計を目指していきます。２年間宜しくお願い致します。

事務局長
逸見　智孝
岐　阜

「燃え上がれ青年のエネルギー」のスローガンの如く、速やかな会務の遂行に心がけ完全燃焼出来る様努力したい。

事務局次長
中村　嘉秀
愛知第一

会員の皆様にご迷惑をおかけすることのないように、精一杯つとめさせていただきます。よろしくお願いします。

30周年実行委員会
阿部　光裕
福　島

慕古事業が終わったばかりで、また大事業を迎えます。
皆様には何かとお世話を掛けますが、御法愛を切に願い上げます。

ＩＴ委員会
金子　宗元
秋　田

今期は、各委員会の活動や従来の成果を具体的に伝えるHP作り、更には英語版HP作りを目標としています。

法式委員会
清水　了祐
宮　城

法式における実践の在り方、又そこに関連している戒律を青年僧の立場から視点をあてて法式への意識改革を行う。

ボランティア委員会
松尾　哲雄
長崎第一

我々青年僧の立場を深く参究認識し、ボランティアネットワーク等を介して実際の活動を行う。

監　事
本土　一真
愛　媛

30周年の節目にあたり、全曹青が益々発展する事を切に祈念申し上げます。

庶　務
大熊　真龍
北海道第一

自らがすりこぎ棒となり、15期全曹青事業の大円成に身を削っていく所存です。

庶　務
檀上　一祥
広　島

この度、庶務の任を戴き、大変嬉しく思います。諸兄各位を支え、精一杯努力致す所存です。

庶　務
牧野　義眞
彩青会(埼玉第二)

未熟ながら、「任に当たって他に譲りがたし」と云います。
一生懸命頑張ります！

庶　務
鈴木　理元
愛知第三

庶務という立場となり、執行部の一員として皆様のご期待に添える様、２年間がんばります。

東　海
舟橋　宗広
愛知第一

全曹青と管区が、緊密な関係を築けるようなパイプ役となり、第十五期執行部の皆様のお力になれれば幸いです。

関　東
小林　慎悟
埼玉第一

会員の皆様に理解される、柔軟な頭で考えられる執行部となる事を祈念し、和合・精進して参りたいと存じます。

東　北
伊串　泰純
宮　城

10年前の五百羅漢の結集から、歩み続けてきて、今、私達が見出せるものは何か？熱き魂と共に噴出させたい。

北海道
芳村　元悟
北海道第二

進化し続ける全曹青のお役に立てるよう、また、管区の青年会の仲間との良い橋となれるよう努めて参ります。

監　事
北村　学爾
山　梨

監事という役割をふまえ、微力ながら全曹青のお役に立てるよう尽力します。

九　州
葛籠貫喜昭
熊　本

九州管内各県の意見を取りまとめ、地方から全国へ・全国から地方へと全曹青の素晴らしい処を九州へ持ち帰り、管内曹青の活動の活性化の一端を担えるよう、全曹青と九曹青とのパイプ役としてお手伝いをさせて頂きます。

四　国
島﨑　敬童
四国・高知

理事の任にあたり、四国管区の青年僧と全曹青との橋渡しと成り、両青年会の活動がより活発に成れば幸いです。

中　国
田中　証道
鳥　取

全曹青発会から30年の節目の時期に、管区理事になるとは…。難値難遇のご縁、精一杯務めさせて戴きます。

近　畿
平岩　浩文
兵庫第二

執行部と協力し、決して記録でない記憶に残る21世紀の30周年記念大会を目指していきたいと思います。

北信越
鈴木　天章
長野第二

理事として微力ながら、職務に専念し全曹青発展に尽くす覚悟でおります。宜しくお願い致します。

第15期管区理事

全曹青初代会長

仙台市 林香院 御住職 門脇允元老師 御遷化

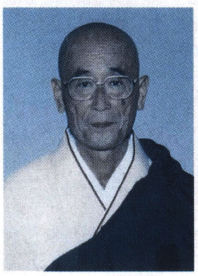

平成十五年の全曹青総会を終え自坊に帰った私のところへ、全国曹洞宗青年会初代会長・門脇允元老師の遷化の報を受けた。私にとっては予想しない突然の知らせだった。

それと言うのも、昨年十一月十五日に開催された第二十七回曹洞宗青年会東北地方集会・秋田大会で、お元気な老師にお目にかかったからである。老師の第一印象は、非常に若々しい清閑な風貌で、「未だに青年の心をお持ちの方だ。」というものだった。その時、既に私が第十五期会長予定者だった事もあり御挨拶をすると、微笑まれながら、発足当時の苦労話の一端をお聞かせ頂いた。その情熱的な語り口に、時間をかけてお話を伺う機会を楽しみにしていたのに誠に残念でならない。

六月三十日の本葬に参列させていただいた中で、最も印象深かったのは、遺弟の昌文師のご挨拶だった。その中に、「方丈は常に全力疾走の人でした。その疾走には、常に一緒に走っていただいた皆様があり、方丈のポケットからぽろぽろとこぼれ落ちる物を拾っていただいたきながら一緒にゴールしていただいたおかげで、無事走りきる事が出来たと思う。」という一節があった。私にとって、第十五期全曹青はまだ走り出したばかりである。共に走っていただいている皆さんの力をお借りして、全力で駆け抜けてみたいと更に強く思った。

末筆にながら、あらためて、門脇老師のご冥福をお祈り申し上げ、最後に老師の遺偈を御紹介する。

『今日有　明日無　是仏命』

世寿六十七歳。

（第十五期会長　山口　英寿）

【門脇允元老師・経歴】

宗門関係役職

宮城県宗務所書記・曹洞宗青年教化連合会理事長・曹洞宗宮城県青年会長・東北曹青顧問・曹洞宗全国青年会会長他・大本山永平寺地方副監院

宗門外関係役職

仙台仏教会常務理事兼事務局長・前副会長・仙台いのちの電話理事兼理事長・社会福祉法人仙慈会理事長・福祉・医療・教育関係等多数

寺院用仏具・仏壇・製造販売
曹洞宗梅花流法具販売指定店

HO-KO

放光（ほうこう）

本店・工場	〒940-0825 新潟県長岡市高畑町617番地	☎(0258)33－5644
新潟店	〒950-0941 新潟市女池2丁目2－11	☎(025)280－1550
川越店	〒350-0036 川越市小仙波2丁目20－1	☎(0492)27－7666
高崎営業所	〒370-0046 群馬県高崎市江木町1179－2	☎(027)324－3721
長野営業所	〒380-0911 長野市稲葉1980－1	☎(026)222－3811

全国曹洞宗青年会会則

第一章　総　則

第一条（会の名称）
この団体は、全国曹洞宗青年会と称する。（以下、本会という）

第二条（事務所の所在地）
本会は、事務所を曹洞宗宗務庁内に置き、事務局を定めるところに置く。

第三条（会の目的）
一、本会は曹洞宗の教化理念に基づき青少年教化を主たる事業目的とする。
二、本会は、青年宗侶の知と力を結集し、つねに開かれた世界への活動を通して、宗旨に根ざした人間の育成をはかり、もって健全な社会の形成に寄与するとともに各地曹洞宗青年会の相互の連携を計ることを目的とする。

第四条（会の構成員）
本会は第三条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもって構成する。

第五条（会の事業）
本会は、その目的を遂行するため、次の事業を行う。
①教化活動並びに文化事業推進の研究開発及びその方策の実施。
②現代の諸問題に関する研究及びその対応活動。
③情報誌の発刊並びに図書、資料の刊行と紹介。
④各地曹洞宗青年会活動の連絡調整及び支援、並びに親睦をはかる。
⑤その他必要と認められる事業。

第六条（事業年度）
本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

第二章　会　員

第七条（会員の種類及び資格）
本会は、第四条により、会員を次の三種とし、その資格を次のように定める。
①　正会員
満年齢十八歳以上四十歳以下の宗侶。但し、事業年度内に四十一歳に達した場合は、その年度内には正会員としての資格を有する。団体加盟の場合は、その会員に準ずる。
②　賛助会員
本会の主旨に賛同する者。
③　特別会員
本会が推薦する宗侶。

第八条（会員の権利及び義務）
本会の会員は、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有し、会則その他の規定を遵守する義務を負い、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。

第三章　役　員

第九条（役員の種類及び数）
本会に次の役員を置く。
①会長　一名
②副会長　三名
③理事　九名
④委員長　各一名
⑤事務局長　一名
⑥会計　二名
⑦監事　二名

第十条（役員の資格及び選任）
一、本会の役員は第七条に定める正会員の中から就任年度四月一日に三十九歳以下の者より選任する。
但し、理事の年齢についてはその限りではない。
また、期間中は、正会員としての権利及び義務を有する。
二、本会の役員の選任は次の通りとする。
①会長は、別に定める細則に従って選任する。
②副会長は、別に定める細則に従って選任する。
③理事は、各管区に於いて一名選出する。
④委員長は、理事会で選任し、評議員会の承認を得る。
但し、特別委員会委員長はその限りではない。
⑤事務局長は、会長が指名し、理事会並びに評議員会の承認を得る。
⑥会計は、会長が指名し、理事会並びに評議員会の承認を得る。
⑦監事は、理事会が推薦し、評議員会で選任する。

第十一条（役員の職務）
本会の役員の職務は次の通りとする。
①会長は、本会を代表し、会務を統理する。
②副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
③理事は、理事会を構成し、各地区曹洞宗青年会の相互連絡をはかる。
④委員長は、委員会を主宰し、本会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。
⑤事務局長は、事務局を統括し、本会の事務一切を行う。
⑥会計は、本会の会計処理を統括する。
⑦監事は、本会の会務及び会計を監査する。

第十二条（役員の任期）
役員の任期は二年とし、再任を妨げない。
但し欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

第十三条（名誉総裁、名誉会長、顧問の設置）
一、本会は、名誉総裁に両大本山貫首を推挙する。
二、本会は、名誉会長に宗務総長を推挙する。
三、本会に、顧問を置くことができる。顧問は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第四章　会　議

第十四条（会議の種類）
本会の会議は理事会、評議員会、総会とする。

第一節　理事会

第十五条（理事会の目的）
理事会は会務の執行に関する審議を行う。

第十六条（理事の構成）
一、本会の理事会は、理事及び会長をもって構成する。
二、必要に応じてその他の者を同席させることができる。

第十七条（理事会の招集、定足数、議決）
一、理事会は、会長がこれを招集する。
二、理事会は、過半数の出席をもって成立する。但し、委任状を含む。
三、理事会の議決権は理事及び会長が有する。
四、理事会の議決は、出席者の過半数を必要とする。

第十八条（理事会の審議事項）
理事会は、本会の活動の円滑化を図るために、次の事項を審議する。
①評議員会に提出する議案。
②総会または評議員会から委託された事項。
③その他、会務の執行に必要な事項。

第二節　評議員会

第十九条（評議員会の目的）
評議員会は、本会の議決機関とする。

第二十条（評議員会の構成）
一、本会の評議員会は、評議員及び役員をもって構成する。
二、評議員は、各単位曹青会が一名を選出し、派遣する。
三、必要に応じてその他の者を同席させることができる。

第二十一条（評議員会の招集、定足数、議決）
一、評議員会は、年一回以上開催し、会長がこれを招集する。
二、評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ成立しない。
三、評議員会の議決は、出席者の過半数を必要とする。
但し、特別委員会委員長はその限りではない。
四、評議員会の議決権は評議員のみ有する。
五、評議員会の議決は出席者の過半数を必要とする。

第二十二条（評議員会の審議事項及び報告義務）
一、評議員会は次の事項を審議する。
①事業計画及び事業報告に関する事項。
②予算及び決算に関する事項。
③その他、総会又は理事会から審議を委託された事項。
二、本会は、評議員会に必要事項を総会に提出し、承認を受けなければならない。
但し、総会不承認の事項は再審議しそ議決を最終決定とする。
三、評議員は、評議員会の結果を、必ず所属する単位曹青会に報告しなければならない。

第三節　総会

第二十三条（総会の目的）
総会は本会の承認機関とする。

第二十四条（総会の構成）
総会は本会正会員をもって構成する。

第二十五条（総会の招集並びに承認）
一、総会は、年一回開催し、会長がこれを招集する。但し緊急の必要がある時、もしくは正会員の半数以上の要求がある時は、会長はこれを招集しなければならない。
二、総会の承認は、出席者の過半数を必要とする。
三、総会不承認の事項は評議員会に再審議を要求できる。

第二十六条（総会の承認事項）
一、事業計画及び事業報告に関する事項。
二、予算及び決算に関する事項。
三、役員の選任に関する事項。
四、その他、会務の執行に関する重要事項。

第五章　委　員　会

第二十七条（委員会の設置）
一、本会はその目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために委員会を設置する。
二、委員会の名称、主たる業務及び委員数は、理事会で審議し、評議員会の承認を得る。

第二十八条（委員会の構成）
一、委員会は委員長一名のほか、委員若干名をもって構成する。
二、委員は正会員の中から、委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。

第二十九条（特別委員会設置）
特別に必要な事由の生じた時は、理事会の決定により特別委員会を設置する。
但し、会長は評議員会にそれを報告する。

第六章　事　務　局

第三十条（事務局設置）
本会の一切の事務を処理するために、事務局を置く。

第三十一条（事務局の構成）
本会の事務局は以下の通りとする。
①事務局長　一名
②事務局員　若干名
③常任幹事　一名
④幹　事　若干名

第三十二条（事務局員、常任幹事、幹事の資格並びに職務）
一、事務局員は、次長一名、庶務若干名とし、会長が指名し、理事会並びに評議員会の承認を得る。
二、常任幹事は宗務庁担当課長とし、幹事若干名は宗務庁担当課書記があたる。
事務局員は事務局長を補佐し、幹事は会務に従事する。
また、常任幹事は局務を掌握し、幹事は会務に従事する。

第七章　会　計

第三十三条（経費収入）
本会の経費は、会費、賛助費、宗務庁助成金、及び寄付その他を持ってこれに当てる。

第三十四条（会費納入）
一、会費は、年度内に納入しなければならない。
但し団体加盟の場合は会員名簿を添付しなければならない。
二、会費に関する細則は、別にこれを定める。

第三十五条（会計年度）
本会の会計年度は、事業年度に準ずる。

第八章　執　行　部

第三十六条（執行部の目的）
執行部は会長を補佐し、会務の執行に携わる。

第三十七条（執行部の構成）
一、本会の執行部は会長、副会長、委員長、事務局長、事務局員、会計をもって構成する。
二、必要に応じて各委員会の構成員を同席させることができる。

第三十八条（執行部の協議事項）
執行部は、本会の運営の円滑化を図るために、次の事項を協議する。
①理事会に提出する議案。
②理事会から委託された議案。
③会務の執行に関する議案。
④各委員会の活動内容に関する議案。
⑤その他、必要な事項。

第九章　会則の変更

第三十九条（変更の手続き）
この会則を変更しようとする時は、理事会に於いてその三分の二の同意をもって議決し、評議員会で決定し、総会の承認を得る。

付　則

この会則は昭和五十年十一月二十六日から施行する。　五月十四日、一部改正。
昭和五十七年　五月八日、一部改正。
昭和六十年　五月十一日、一部改正。
平成二年　五月十三日、一部改正。
平成四年　六月一日、一部改正。
平成七年　六月十六日、一部改正。
平成十一年　六月十七日、一部改正。
同年　九月一日、施行。
平成十二年　六月二十三日、一部文字訂正。

細　則

第一号　入退会に関する細則

一、本会に入会しようとする者は、所定の様式に必要事項を記入し、その年度の会費を添えて事務局に提出する。
二、本会を退会しようとする者は、所定の様式に必要事項を記入し事務局に提出する。
三、事務局は、入退会の申し込みを受理し、理事会の承認を得る。

第二号　会費に関する細則

一、年会費　一、〇〇〇円
二、賛助費　任意
但し、団体加盟は、一会員あたり五〇〇円とし、加盟団体はその前年度の会員数分の年会費を納入する。
また年会費には「そうせい」購読料四回分を含むものとする。

第三号　会長副会長選出に関する細則

第一条　この細則は、本会の会則第十条第二項に基づき、会長・副会長選考に関する事項を規定する。

第二条　会長・副会長選考を行う為、選考委員会を組織する。

第三条　選考委員会は、理事及び現会長をもって構成する。

第四条　選考委員長及び副委員長各一名は、委員の互選による。

第五条　選考委員会は次期会長候補の届け出の諸手続を定め、初年度の二月十五日迄に公報する。
次期会長候補者は、管区曹青会代表者と単位曹青会代表者の推薦状を付けて選考委員長宛に届け出た者とする。

第六条　次期会長予定者の選考は、第六条の定める候補者の中より、選考委員会で、責任をもって選考する。

第七条　次期副会長予定者の選考は、選考委員会と次期会長予定者と協議し、責任をもって選考する。

第八条　選考委員会は、選考した次期会長予定者及び副会長予定者を、評議員会の決定を得て、現会長の任期二年目総会でその承認を行う。

第九条

そうせいインフォメーション

北信越管区大会・九州管区大会

北信越管区青年会 結成記念大会レポート

去る平成十五年六月三日～四日、長野県更科郡上山田町において、石塚光雄北信越管区教化センター統監老師、田村豊文長野県第一宗務所所長老師のご臨席を賜り、無事に地元青年会の念願であった北信越管区青年会の結成記念大会が開催されました。

また、記念講演には特派布教師である長野県左久市大林寺御住職の増田友厚老師をお迎えして、「人々の苦悩と青年僧の役割」と題された貴重なお話を頂戴致しました。

広範囲にまたがる地域よりのご参集にもかかわらず、およそ六十名の出席により、盛会のうちに会員相互の研修と親睦を深める事ができました。

ここに会を発足するにあたり、桜井朝教元全国曹洞宗青年会会長をはじめ、各地区青年会の歴代執行部、会員の皆様方のご苦労に感謝、ご慰労申し上げ、大会のご報告とさせて頂きます。

九州曹洞宗青年会総会 福岡大会

去る六月九日福岡市安国寺専門僧堂（堂頭・和田宗甫老師）において総勢百二十名参加のもと、九州曹洞宗青年会福岡大会が開催された。本大会は六年に一度九州各県持ち回りで開催されており、今回で三十三回目の大会となります。

午後一時より開講諷経が、九曹青会長（浦辺世紀師）の導師で厳粛に執り行われ、引き続き僧堂にて、会員全員により坐禅を一柱行持し、それぞれが修行時代を思い出しながら、有意義な有り難い時間を過ごしました。

午後二時二十分からは、本堂にて九曹青総会が開催され、平成十四年度会計報告並びに平成十五年度予算が審議可決された。また今回の総会では、第十一期新会長に葛籠貫喜昭師（熊本曹青）が就任され、新執行部が発足しました。さらに各県諸連絡として、活動報告がなされ、活発な意見や事業報告がなされ、各県それぞれ良い刺激となった。

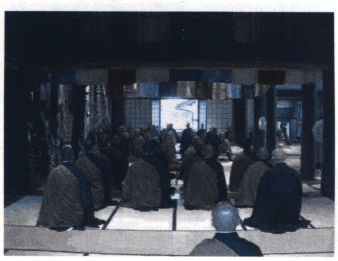

午後三時五十分からは記念行事として「ハンセン病を共に考える」講演が開催された。これは、一昨年に福岡曹青研修会の一環としてハンセン病についての学習会を熊本の菊池恵楓園現地にて研修し、この度はそれを受けて菊池恵楓園渉外委員、杉野芳武先生御夫妻を会場にお招きして療養生活の内容や個人的な苦難に満ちた体験談を時代に追って赤裸々に語って頂いた。参加者一同それぞれに様々な思いを抱きながら熱心に耳を傾け、非常に有意義な学習会となった。

終わって会場を、アークホテル博多に移し百五十名参加の下、大懇親会が開催された。懇親会の中では参加者それぞれが会員同志の親睦をはかり、来年の開催地大分で再び団結・結集することを誓い合い総会、研修会、懇親会の全日程が盛会裡に終了した。参加者各位にとっても有意義な一日となった。最後になりますが、この度の大会に会場を快くお引き受け下さりご協力頂きました安国寺様はじめ、前・新全曹青会長様、九曹青会長様、九曹青執行部の皆様、各県理事の皆様、各会員様それぞれに、ご支援を頂きまして誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

第三十三回九曹青総会
主催県福岡曹青一同

ピープル

新生・青松寺をプロデュース

青松寺御住職　喜美候部宗一　師

東京タワーに程近い港区愛宕の大都心に、江戸時代から「青松寺獅子吼林」と称され、曹洞宗の中でも有数の学林（宗門の人材育成としての道場）であった青松寺が、昨年末伽藍を新たに再興された。

今回は、この青松寺住職・喜美候部宗一師にお話を伺った。

師は、この度の伽藍復興事業と併せて「獅子吼林サンガ」・「仏教ルネッサンス塾」を立ち上げた。

前者は本来の「道」を求める僧侶が集う修行の場（サンガ）であり、前永平寺人権擁護推進室兼国際部主事・南直哉師が主幹として迎えられた。現在のところ、計四人の僧侶がそれぞれの志を抱いて修行をしている。

後者は宗派にかかわらず、お坊さん達及び一般の方々を対象とした仏教を学ぶ場であり、〝癒し〟を世に広めた文化人類学者・上田紀行氏を塾長として進められている。

五月の開講以来、これまでに二回開催しているが、参加者からは「仏教がこんなに面白いものだと改めて感じました。」との声が聞かれる。

両者とも仏教の既存の枠にとらわれることなく、仏教の原点を改めて見つめ直し、新たな仏教のあり方を模索していこうとする試みである。

講師陣がそれぞれ高名な方であるために、どうしてもそこばかりが注目されがちであるが、プロデューサーとしての住職の手腕にも我々は注目したい。

師は、今回サンガと塾を立ち上げた経緯と今後の展望について「先代住職（前永平寺副貫首・故喜美候部継宗老師）の『戦争に行ってたくさんの戦友を亡くして生き残った自分は、出来るだけ多くの心豊かな人間を育てていくのが使命である。』との個人メモを目にしたのがきっかけだった。今後は、若い人達にどんどん青松寺に足を運んでもらい、ここに展開する諸活動を介して、互いの生命（いのち）の輝きに目覚め、さらにはその若い人たちがこの場を活かして仏教の生き生きとした姿を世に示す工夫をしてくれるならば幸いである。」と熱く語る姿が印象に残った。

ルネッサンスという言葉が象徴しているこの運動は、仏教の復興であり再生でもある。青松寺が今まで培ってきた「伝統」や「格式」に安住することなく、社会の要請に真摯に応えようとするその姿勢は、これからの仏教の一つの潮流を感じさせるものであり、それはまた本来仏教が取ってきた態度でもあろう。この意欲的な取り組みの今後が注目される。

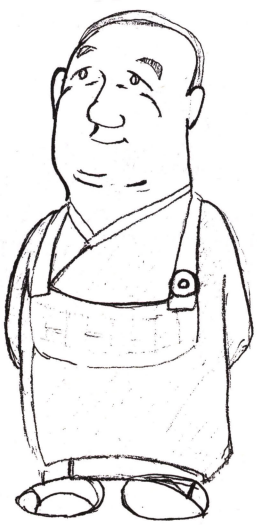

© M.J

禅門引導香語集大全

月叟語録

吉留進堂和尚　遺録

本書は、詩心玲瓏にして道眼円明なる著者の生涯作品を集大成したものである。

禅門待望の新式和文の引導香語集として、すでに出版された三冊の香語集に、未発表の作品百篇を加えてまとめられた。香語はいずれも伝統の型をふまえ、前人未踏の境地を開拓したもので、平易にして格調が高い。全編宗意透徹された作品群であり、詩僧である著者の禅の風光が現出した禅詩文学の珠玉集である。

「語録」の刊行にあたり、香語作品にはそれぞれ脚註が綿密に付けられ、読者の便宜が図られている。まさに新時代の香語集として寺院必携の良書であり、諸賢青年僧の香語作成の参考書として推奨する。

B5判特装　本文787頁　総ルビ付
頒価一五〇〇〇円（送料一〇〇〇円）

申込先　〒三二七-〇〇一二
栃木県佐野市大蔵町2975
興福寺語録刊行会

現金書留または振替用紙でお願い致します。
振替口座（00160-1-11753 1）

仏教ルネッサンス塾

～どうぞ大勢の方ご参加ください～

於：青　松　寺

第３回　私はなぜここにいるのか？

塾長　上田　紀行

●８月24日(日)　午後２時開講

私はなぜ、いまこの青松寺で仏教ルネッサンス塾の「塾長」をやっているのでしょうか？

ふつう、その問いへの答は、「現代社会における仏教の復興の意義は○○だから、ここでこんな塾を始める意味があるのだ」とか、学者だったら答えるはずです。私も新聞や雑誌に書くときはそうです。しかし、今回は私はまったく別のやり方で答えてみたいと思います。

（「開講の辞」より）この困難な時代に仏教はいったい何をなし得るのか、その追究が〈仏教ルネッサンス塾〉の目的です。

仏教とは何よりも人間の「苦」に向き合い、その原因を深く探求することで、そこからの解放へと導こうとする教えではなかったのでしょうか。仏陀にせよ、宗派の祖師たちにせよ、時代と真摯に向き合い、そこでの苦悩によりそい、立ち向かっていったからこそ、その教えは人々に力を与え、時代を切りひらいてきたのではなかったでしょうか。

第４回　お寺はこんなに面白い！　（１泊２日）

その１　ボーズ・ビー・アンビシャス（坊さんよ　大志を抱け！）

●10月17日(金)　受付開始　午後２時

いま若手僧侶として、これからの仏教に生きるものとして、何をしなければならないか、どうあるべきか、今何ができるか。さまざまな角度からお互いにじっくりと考えを交わすサンガの場をもってみませんか。

この集いの軸となって問題提起するのは、仏道の実践を力強く展開している、臨済宗神宮寺住職・高橋卓志師と浄土宗応典院主幹・秋田光彦師。

「地域と寺をケアでつなぐ」

高橋　卓志（長野県松本市在　54歳）

「寺とは何をするところか？坊さんとは何をする人か？」。神宮寺に住職して以来20年、このテーマをずっと追ってきた。その中から、ボランティア、共同作業所、非暴力、脱原発、NGO、ホスピスムーブメント、ターミナルケア、生涯学習、HIV、被災地支援、少子高齢化、NPO、コミュニティケアなど、時代の流れに沿いながら、いのちを結ぶ興味あるキーワードを探り、その現場に深くかかわってきた。その結果、神宮寺は「人のるつぼ」と化した。しかし放射線状に向いた興味は、近年、その方向を自分が住む地域に移し、キーワードを「ケア」に定めてきた。「生・老・病・死を貫く総合的なケア」に寺や住職がかかわる、ということである。もちろんここでいうケアの本質には仏教的なベースが重複する。時代を読み、仏教が本来持っている「能力」を最大限に生かし、軽やかなネットワーキングにより、地域に「ケア」という視点でかかわる。じつに面白い展開が生まれる。こんなことができる寺や坊さんは、世にある職種の中で、「ダントツに面白い」職業なのである。

「若者とお寺をアートでつなぐ」

秋田　光彦（大阪市在　47歳）

97年、大阪の都心に、應典院（浄土宗大蓮寺塔頭）を再建しました。本堂は円形小劇場、ふたつのセミナールームにオープンギャラリーを有し、年間40本以上の舞台公演をはじめアート展、講演会などを連日開催、年間３万人を超える若者でにぎわう、アートなお寺として知られるようになりました。しかも、このお寺は檀家さんがいないので、お葬式をしません。その代わり、多様なNPOやアーティストと協働しながら、さまざまな出会いやつながりの場所を創造してきました。もともとお寺の原点は「学び」「癒し」「楽しみ」。何でも効率と機能が優先される日本の社会において、スローなお寺にしかできないことがあるはずです。関西で最も若者の集うお寺のひとつ、應典院の実践を紹介しながら、寺院の役割と可能性について、私の考えを述べたいと思います。

問題提起を受け、その後参加者同志が本音で語り合う時を持ち、各自が意識を掘り下げながら、形を模索していく。

翌朝は「自分の寺をどうしたいか」「10年後の自分の寺を語る」「自分は仏者としてこのような問題に、このように取り組んでいきたい」など、１人10分間10人程度のプレゼンテーションを行い、高橋、秋田、上田三師からのアドバイスを受けながら、更に互いの意見交換の場とする。午後は一般の方々の参加を得て議論を深める。

その２　21世紀の寺の可能性をひらく

●10月18日(土)　開始　午後２時

・プレゼンテーション
（高橋、秋田両師による各自の活動紹介）

・パネルディスカッション
（上田塾長、高橋師、秋田師、前日より参加の方から１～２名）
在家の皆さんの意見も交えての話し合い／終了後には懇親会があります。

神　宮　寺	http://www.jinguuji.or.jp
應　典　院	http://www.inochi-club.com
上田　紀行	http://www.valdes.titech.ac.jp/~ueda/
青　松　寺	http://www5.ocn.ne.jp/~seishoji

申し込み並びに問い合わせは
青松寺：電話　０３－３４３１－３０８７
〒105-0002　東京都港区愛宕２丁目４番７号

お寺散策

福地山 修禅寺

弘法大師開基！　歴史的にも非常に古く禅寺としても閑静で厳格な名刹。

平安初期に弘法大師が開基したといわれる修禅寺は「修善寺温泉発祥の寺」として知られる。その歴史は古く源氏興亡の舞台ともなった。寺に伝わる様々な宝物も興味深い！

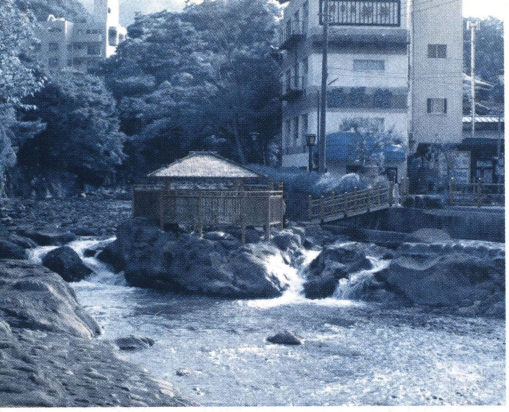

弘法大師が最初に発見したとされる霊泉独鈷の湯は修禅寺の前を流れる桂川の川中にある

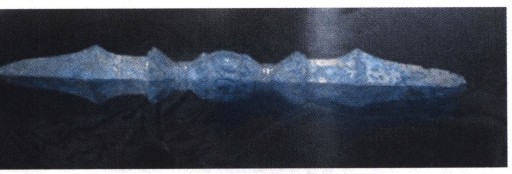

弘法大師が温泉を掘り当てたときに使ったとされる独鈷（とっこ）

■歴　史

修禅寺は平安初期に弘法大師により開基された。大師がこの地を訪れたとき、桂谷（当時、この地はこう呼ばれていた）で病みつかれた父の体を洗う少年を見つけ、その孝心に心を打たれ「川の水では冷たかろう」と、手にした独鈷（とっこ―仏具―）で川中の岩を打ち、霊泉を湧出させたという。これが修善寺温泉の始まりである。

鎌倉時代には源範頼、頼家が幽閉され暗殺されるという源氏興亡の舞台となった。南北朝時代になり、戦禍と火災により寺は荒廃し衰退したが、その後、延徳元年（一四八九年）に韮山城主の北条早雲が外護者として再興し、曹洞宗に改宗され今日に至っている。

■見ているだけで興味深い宝物館

境内に隣接して「修禅寺宝物館」がある。ここにはいろいろな歴史的意義のある宝物が収蔵されておりとても興味深い。上記で紹介した弘法大師の独鈷や、行基菩薩親筆の大般若経、北条政子寄進とされる放光般若波羅密多経（静岡県指定文化財となっていて、終わりに「為征夷大将軍左金吾督源頼家菩提、尼置之」という政子の墨書がある）などが収蔵されている。

■本尊にまつわるエピソード

本尊は運慶の高弟、「幻の仏師」といわれる実慶作の大日如来像であるが、ここに興味深いエピソードがある。このご本尊、損傷がひどくなり、昭和59年の修復の際三束の髪の毛と経文が発見された。今まで一度も解体されたことのないことから、これらは仏像製作時に納められたものであると判断され、この謎の黒髪をめぐって歴史論争が展開された。北条政子か？源頼家の妻辻殿か？諸説入り乱れるなか、NHKが番組の中で解明を図った。その結果、所有者はO型かB型の血液型で女性と判明、政子か辻殿のどちらかとなった。結局、結論のでないまま黒髪は元どおり仏像に納められることになり、次に解体修理が必要となるには百年以上も先とのこと。黒髪は謎を秘めたまま再び深い眠りについた。なお、黒髪の写真は宝物館に展示されている。

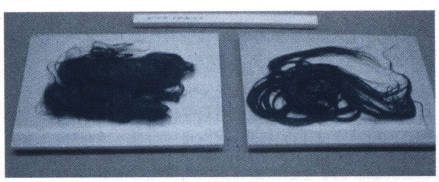

この髪の毛は北条政子のものか!?

■源頼家公の墓がある指月殿

修禅寺に対面した鹿山の麓には「指月殿」がある（山門から徒歩2、3分位）。修善寺温泉で暗殺された源頼家の冥福を祈って、母北条政子が指月殿、宋版大蔵経、釈迦三尊繍仏などを修禅寺に寄進したとされる。指月とは経典を意味し、禅家が愛用している不立文字を解く言葉である。ここには源頼家の墓がある。指月殿の中央には禅宗式という珍しい形の丈六釈迦如来像が安置されているが、持物のないはずの釈迦像が右手に蓮の花を持っているのが特徴である。

指月殿の篇額の実物は、宋の名僧一山一寧の書といわれ、修禅寺本堂に掛けられている。同僧は正執権北条貞時に間諜（スパイ）の疑いをかけられ、正安元年（一二九六年）に修禅寺に幽閉されている。

■見所いっぱい修善寺温泉

そのほかにも温泉場の西北側の山腹に鎌倉初期の武将で、義朝の第六子源範頼の墓があり、温泉場の南山には源頼家の家臣で、頼家亡き後に謀反を企てて処刑された13士の墓などがある。付近には自然公園や、梅林、富士山展望日本一!?の国立公園達磨山キャンプ場等もある。

温泉につかり、歴史に思いを巡らせてぶらぶら散策するのも一興である。

静かに佇む山門は寺の歴史の深さを伝える

アクセスデータ

●所在地　静岡県田方郡修善寺町修善寺964
●電　話　0558-72-0053
●営業時間　8：30～16：30（4月～9月）
　8：30～16：00（その他）
●定休日　無休
●駐車場　有料駐車場を御利用下さい
●温泉の効能　泉質は、単純泉と含芒硝石弱食塩泉で、神経痛、リューマチ、胃腸病などに効果がある。

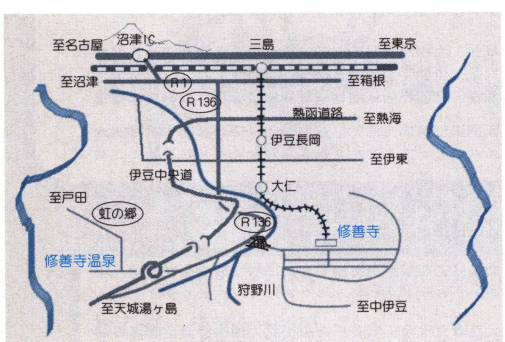

賛助会員御芳名

平成15年3月～5月

東京都
1 〃 青松寺様
3 〃 俊朝寺様
18 〃 大泉寺様
24 〃 瑞円寺様
30 〃 豪徳寺様
35 〃 善養院様
49 〃 正山寺様
60 〃 陽寿院様
72 〃 宗福寺様
78 〃 青原寺様
79 〃 保善寺様
81 〃 長光寺様
90 〃 梅岩寺様
100 〃 長延寺様
105 〃 鳳林寺様
107 〃 天桂寺様
115 〃 高安寺様
171 〃 高岩寺様
200 〃 祝言寺様
216 〃 善徳寺様
230 〃 栄寿院様
252 〃 観蔵院様
281 〃 浄泉寺様
342 〃 周慶院様
343 〃 向雲寺様
363 〃 天正寺様
371 〃 円明寺様
395 〃 道了寺様
400 〃 桐ヶ谷寺様
406 〃 全昌院様
〃 河村孝道様

神奈川県第一
285 〃 泉秋寺様
290 〃 瑞雲寺様
334 〃 潮音寺様
352 〃 吉祥院様
358 〃 城願寺様
362 〃 吉祥院様

神奈川県第二
1 〃 本覺寺様
2 〃 西有寺様
4 〃 宗興寺様
10 〃 随流院様
14 〃 伝心寺様
16 〃 正観寺様
67 〃 以津院様
81 〃 貞昌院様
88 〃 龍長院様
98 〃 海宝院様
106 〃 万蔵寺様
127 〃 寿昌寺様
158 〃 竜泉寺様
161 〃 鳳勝寺様
390 〃 善光寺様
394 〃 長尾寺様

埼玉県第一
1 〃 金剛寺様
3 〃 円通寺様
6 〃 法性寺様
14 〃 守光院様
24 〃 千手院様
30 〃 普門院様
37 〃 妙巌寺様
52 〃 竜光寺様
85 〃 秀源寺様
93 〃 光秀寺様
106 〃 光巌寺様
111 〃 東泉寺様
120 〃 宝持寺様
123 〃 正明寺様
133 〃 清鏡寺様
162 〃 富徳寺様
168 〃 岩松寺様
172 〃 天宗寺様
185 〃 嶺雲寺様
190 〃 廣徳院様
197 〃 常慶院様
390 〃 龍渕寺様
418 〃 全久院様
446 〃 幸春院様

埼玉県第二
207 〃 蓮光寺様
213 〃 泉福寺様
238 〃 松林寺様
248 〃 長泉寺様
254 〃 見光寺様
320 〃 西光寺様
331 〃 曹源寺様
468 〃 広見寺様
572 〃 常楽寺様

群馬県
83 〃 常仙寺様
115 〃 無量院様
124 〃 成孝院様
138 〃 泰寧寺様
149 〃 常恩院様
168 〃 大雄院様
171 〃 久昌寺様
193 〃 浄光寺様
194 〃 善宗寺様
233 〃 明言寺様
240 〃 善長寺様
263 〃 長三寺様
276 〃 陽雲寺様
280 〃 長楽寺様
285 〃 桃林寺様
293 〃 向陽寺様
309 〃 永福寺様
311 〃 泉通寺様
315 〃 利済寺様
338 〃 竜松寺様
348 〃 徳昌寺様

栃木県
1 〃 成高寺様
9 〃 天勢寺様
23 〃 松楽寺様
29 〃 円明寺様
36 〃 妙見寺様
43 〃 東光寺様
47 〃 繁桂寺様
50 〃 天翁院様
51 〃 豊栖院様
59 〃 安昌寺様
66 〃 芳全寺様
69 〃 慶翁寺様
71 〃 明林寺様
85 〃 長谷寺様
93 〃 乾徳寺様
94 〃 天性寺様
99 〃 長泉院様
104 〃 洞泉院様
131 〃 高徳寺様

茨城県
6 〃 蒼泉寺様
13 〃 竜泉院様
32 〃 竜泰院様
41 〃 大雄院様
46 〃 長松院様
50 〃 鏡徳寺様
60 〃 円通寺様
61 〃 一閑寺様
67 〃 養徳寺様
92 〃 宝積寺様
134 〃 大統寺様
158 〃 妙西寺様
182 〃 竜心寺様
183 〃 随翁院様

千葉県
2 〃 宗胤寺様
8 〃 重俊院様
20 〃 福寿院様
21 〃 観音寺様
25 〃 万福寺様
27 〃 新井寺様
29 〃 慶林寺様
59 〃 宗徳寺様
95 〃 宝応寺様
101 〃 医王院様
104 〃 松林寺様
117 〃 大通寺様
119 〃 森巌寺様
142 〃 竜源寺様
155 〃 東漸寺様
161 〃 大林寺様
188 〃 大慈寺様
194 〃 中滝寺様
209 〃 天性院様
226 〃 祥雲寺様
296 〃 東善寺様
315 〃 雲竜寺様
320 〃 瑞岩寺様
330 〃 慈恩院様
356 〃 松源寺様

山梨県
6 〃 竜源寺様
28 〃 大殊寺様
40 〃 大雲寺様
46 〃 保雲寺様
98 〃 東林院様
133 〃 少林寺様
266 〃 広徳院様
281 〃 長生寺様
320 〃 宝泉院様
332 〃 松岩院様
361 〃 慈眼寺様
454 〃 大公寺様
457 〃 正福寺様
552 〃 妙喜院様

静岡県第一
6 〃 瑞竜寺様
67 〃 宝寿院様
68 〃 大仙寺様
95 〃 久應院様
110 〃 大慈悲院様
130 〃 冷泉寺様
131 〃 見性寺様
177 〃 興隆寺様
180 〃 秀源寺様
185 〃 三明寺様
202 〃 先照寺様
204 〃 永光寺様
205 〃 安養寺様
207 〃 万松院様
390 〃 梅林院様
391 〃 十輪寺様
394 〃 万松院様
421 〃 盤脚院様
459 〃 洞雲寺様
528 〃 盤石寺様
556 〃 信香院様
559 〃 円泉寺様

静岡県第二
228 〃 耕月寺様
230 〃 宗徳院様
240 〃 医王寺様
269 〃 叢林寺様
316 〃 松月院様
317 〃 弘誓寺様
318 〃 花岳院様
319 〃 源光院様
329 〃 永昌寺様
332 〃 龍雲寺様
339 〃 竜豊院様
1352 〃 真照院様

静岡県第三
607 〃 石雲院様
739 〃 世楽院様
759 〃 興禅寺様
767 〃 大雲院様
778 〃 永源庵様
831 〃 正林寺様
852 〃 東泉寺様
883 〃 松秀寺様
920 〃 蓮覚寺様
988 〃 福王寺様
1228 〃 栄林寺様
1242 〃 寛永寺様
1248 〃 円光寺様
1273 〃 東林寺様
1282 〃 竜渕寺様
1314 〃 西光寺様

静岡県第四
1065 〃 高林寺様
1095 〃 天林寺様
1100 〃 新豊院様
1101 〃 光雲寺様
1105 〃 仙林寺様
1112 〃 大安寺様
1177 〃 礼雲寺様

愛知県第一
14 〃 万松寺様
18 〃 大運寺様
27 〃 永昌院様
55 〃 長全寺様
58 〃 聚福院様
75 〃 松音寺様
111 〃 龍興寺様
112 〃 太平寺様
117 〃 浄元寺様
120 〃 宝珠院様
125 〃 清閑寺様
133 〃 瑞泉寺様
136 〃 長盛院様
138 〃 長翁寺様
147 〃 成道寺様
160 〃 宝泉寺様
163 〃 清安寺様
173 〃 神蔵寺様
190 〃 天桂寺様
204 〃 光通寺様
229 〃 宝泉寺様
249 〃 安祥寺様
261 〃 薬師寺様
269 〃 竜洞院様
293 〃 康勝寺様
309 〃 常宿寺様
330 〃 禅林寺様
342 〃 常楽寺様
360 〃 松秀寺様
371 〃 建宗寺様
612 〃 広円寺様
615 〃 洞牧寺様
628 〃 霊岩寺様
629 〃 神竜寺様
631 〃 無量寺様
1041 〃 観音寺様
1071 〃 観音寺様
1077 〃 妙元寺様
1092 〃 地蔵寺様
1115 〃 知学寺様
1164 〃 弘禅寺様
1237 〃 庚申寺様

愛知県第二
782 〃 天桂院様
784 〃 長泉寺様
819 〃 江福院様
827 〃 西福寺様
841 〃 育清院様
872 〃 傳法寺様
877 〃 霊巌寺様
927 〃 春興院様
972 〃 桂昌院様

愛知県第三
375 〃 春江院様
383 〃 玄猷寺様
386 〃 長泉寺様
411 〃 福田寺様
431 〃 報恩寺様
438 〃 吉祥寺様
477 〃 真楽寺様
512 〃 清涼寺様
557 〃 楞厳寺様
584 〃 康全寺様
1212 〃 薬師寺様
1221 〃 義眞寺様

岐阜県
63 〃 長泉寺様
75 〃 地蔵院様
81 〃 北辰寺様
88 〃 長徳院様
99 〃 霊泉寺様
116 〃 永泉寺様
122 〃 大竜寺様
133 〃 福寿寺様
153 〃 宗久寺様
162 〃 清楽寺様
163 〃 蔵田寺様
165 〃 自法寺様
174 〃 大幢寺様
189 〃 久昌寺様
190 〃 長久寺様
200 〃 法幢寺様
217 〃 本覚寺様
219 〃 勝林寺様
238 〃 智照院様

三重県第一
32 〃 慈眼寺様
33 〃 宗徳寺様
52 〃 菩提寺様
66 〃 広禅寺様
114 〃 海禅寺様
143 〃 養泉寺様
181 〃 観音寺様
188 〃 広泰寺様
240 〃 安心寺様
269 〃 大蓮寺様
320 〃 海蔵寺様
353 〃 善光寺様
363 〃 永林寺様

三重県第二
391 〃 永明寺様
392 〃 大義院様

滋賀県
38 〃 仲明寺様
113 〃 徳円寺様
160 〃 長谷院様

京都府
4 〃 無学寺様
6 〃 天寧寺様
45 〃 正法寺様
46 〃 栄春寺様
67 〃 苗秀寺様
71 〃 厚元寺様
73 〃 春現寺様
138 〃 盛光寺様
177 〃 真福寺様
236 〃 善光寺様
311 〃 永福寺様
354 〃 蓮華寺様
371 〃 太慶寺様
382 〃 竜雲寺様
389 〃 万福寺様

大阪府
22 〃 観音寺様
29 〃 円通院様
31 〃 正泉寺様
38 〃 慈願寺様
39 〃 霊松寺様
50 〃 東光院様
56 〃 南昌寺様
61 〃 大広寺様
65 〃 西福寺様
68 〃 陽松庵様
69 〃 永興寺様
76 〃 慈眼寺様
88 〃 正俊寺様
107 〃 実相院様
138 〃 青峰寺様

奈良県
9 〃 観音寺様
25 〃 宝泉寺様
27 〃 悟真寺様
48 〃 南陽寺様

和歌山県
20 〃 三宝寺様
21 〃 法輪寺様
22 〃 尋声寺様
35 〃 高松寺様
57 〃 南珠寺様

兵庫県第一
55 〃 長命寺様
287 〃 向栄寺様
302 〃 月照寺様
315 〃 長松寺様
325 〃 清久寺様
328 〃 善福寺様
333 〃 少林寺様
335 〃 雲竜寺様
341 〃 常巌寺様
369 〃 大竜寺様
413 〃 吉祥寺様
424 〃 盛林寺様

兵庫県第二
115 〃 慈眼寺様
117 〃 法円寺様
134 〃 谷松寺様
141 〃 松隣寺様
143 〃 観音寺様
146 〃 大膳寺様
149 〃 瑞光寺様
150 〃 円成寺様
154 〃 鷲住寺様
204 〃 霊山寺様
227 〃 洞仙寺様
289 〃 長松寺様

岡山県
1 〃 円通寺様
2 〃 海徳寺様
4 〃 威徳寺様
13 〃 永祥寺様
69 〃 円福寺様
87 〃 桂巌寺様
97 〃 蓮法寺様
102 〃 万福寺様
125 〃 大椿寺様
131 〃 済渡寺様
134 〃 善江院様
145 〃 雲居寺様
157 〃 金蔵寺様
169 〃 毎来寺様

広島県
1 〃 国泰寺様
3 〃 養徳院様
4 〃 長福寺様
6 〃 禅昌寺様
7 〃 伝福寺様
13 〃 延命寺様
17 〃 存光寺様
22 〃 光禅寺様
34 〃 吉祥寺様
58 〃 宗光寺様
60 〃 香積寺様
73 〃 天寧寺様
76 〃 長福寺様
93 〃 賢忠寺様
122 〃 宝全寺様
131 〃 善昌寺様
148 〃 岳音寺様
150 〃 無量寺様
162 〃 徳雲寺様
177 〃 功徳寺様

山口県
1 〃 禅昌寺様
2 〃 泰雲寺様
20 〃 広沢寺様
22 〃 皇徳寺様
25 〃 弘済寺様
33 〃 大道寺様
42 〃 護国寺様
44 〃 東林寺様
82 〃 海印寺様
89 〃 福田寺様
99 〃 竜豊寺様
125 〃 竜泉寺様
145 〃 久屋寺様
158 〃 泉福寺様
172 〃 広潮寺様
189 〃 海徳寺様
190 〃 亨徳寺様
213 〃 高林寺様
214 〃 笑山寺様
239 〃 岩崎寺様
259 〃 心清寺様
270 〃 大光寺様

鳥取県
1 〃 興雲寺様
3 〃 昌福寺様
12 〃 吉祥寺様
16 〃 瑞泉寺様
26 〃 天徳寺様
27 〃 景福寺様
30 〃 長通寺様
58 〃 正寿寺様
78 〃 山名寺様
82 〃 吉祥院様
86 〃 源徳院様
146 〃 妙楽寺様
153 〃 法蔵寺様
155 〃 竜泉寺様
156 〃 福巌院様
167 〃 同慶寺様
172 〃 普門寺様
185 〃 源泉寺様

島根県第一
231 〃 岩滝寺様
253 〃 西光寺様
278 〃 地久寺様
327 〃 宗安寺様
345 〃 光園寺様

島根県第二
2 〃 永昌寺様
8 〃 祐福寺様
11 〃 松円寺様
18 〃 万松寺様
19 〃 常福寺様
32 〃 宗渕寺様
34 〃 正禅寺様
59 〃 清光院様
64 〃 安栖院様
69 〃 竜雲寺様
86 〃 北禅寺様
87 〃 宝林寺様
99 〃 禅慶院様
101 〃 円光寺様
121 〃 法海寺様
129 〃 西蓮寺様
133 〃 荘厳寺様
134 〃 極楽寺様
135 〃 薬師寺様
139 〃 十楽寺様
140 〃 法蔵寺様
144 〃 福知寺様
172 〃 総覚寺様
201 〃 晋叟寺様

高知県
4 〃 吉祥寺様
13 〃 願成寺様

香川県
3 〃 南隆寺様

愛媛県
1 〃 高昌寺様
10 〃 瑞林寺様
14 〃 安楽寺様
18 〃 陽春院様
31 〃 千如寺様
32 〃 清盛寺様
35 〃 宝蔵寺様
39 〃 宗光寺様
42 〃 興禅寺様
63 〃 竜穏寺様
79 〃 成福寺様
96 〃 安穏寺様
111 〃 大通寺様
114 〃 東栄寺様
120 〃 極楽寺様
173 〃 瑞光寺様
176 〃 円成寺様

福岡県
6 〃 長円寺様
13 〃 永福寺様
46 〃 太平寺様
102 〃 能満寺様
156 〃 慈恩寺様

大分県
100 〃 勝光寺様
110 〃 大泉寺様

長崎県第一
1 〃 晧台寺様
22 〃 円通寺様
42 〃 西方寺様
44 〃 西蓮寺様
51 〃 祥雲寺様
57 〃 長泉寺様
75 〃 瑞雲寺様
78 〃 宝泉寺様
88 〃 慈光院様

長崎県第二
106 〃 国分寺様

長崎県第三
101 〃 南明寺様

佐賀県
15 〃 静元寺様
27 〃 長泉寺様
89 〃 東照寺様
102 〃 浄泰寺様
111 〃 清流寺様
118 〃 養寿寺様
136 〃 医王寺様
143 〃 東楽寺様
144 〃 世尊院様
150 〃 元光寺様
169 〃 善祥寺様
174 〃 常安寺様
224 〃 通天寺様
231 〃 福田寺様
235 〃 永林寺様
238 〃 香雲寺様
247 〃 円通寺様
252 〃 竜雲寺様

熊本県第一
11 〃 宗禅寺様
12 〃 岳林寺様
37 〃 如来寺様
48 〃 神照寺様
50 〃 雲泉寺様
59 〃 円通寺様
64 〃 玉祥寺様
65 〃 清水寺様

熊本県第二
125 〃 江月院様

宮崎県
6 〃 祐国寺様
24 〃 全長寺様
27 〃 法明寺様
35 〃 法泉寺様
38 〃 観音寺様
54 〃 善栖寺様
64 〃 円南寺様

鹿児島県
1 〃 福昌寺様
5 〃 安養寺様

長野県第一
15 〃 白心庵様
38 〃 耕雲庵様
48 〃 天周院様
66 〃 宝蔵院様
109 〃 興禅寺様
119 〃 龍洞院様
123 〃 真蔵寺様
134 〃 大林寺様
156 〃 耕雲寺様
158 〃 満泉寺様
217 〃 浄清寺様
224 〃 玄照寺様
227 〃 岩松院様
237 〃 昌福寺様
268 〃 吉祥寺様
279 〃 大徳寺様
311 〃 竜雲寺様
322 〃 守芳院様
335 〃 陽泰寺様
336 〃 信綱寺様
337 〃 竜洞院様
364 〃 竜昌院様
587 〃 観音庵様

長野県第二
375 〃 竜雲寺様
389 〃 宗福寺様
396 〃 長泉院様
406 〃 広沢寺様
419 〃 宗徳寺様
420 〃 金松寺様
433 〃 玉泉寺様
473 〃 常円寺様
480 〃 法音寺様
481 〃 常秀院様
489 〃 祥雲寺様
513 〃 慈恩院様
526 〃 雞足院様
539 〃 堯翁院様
554 〃 薬師寺様
595 〃 検校庵様

福井県
9 〃 永昌寺様
58 〃 阿弥陀寺様
100 〃 永厳寺様
121 〃 宗清寺様
137 〃 芳春寺様
142 〃 弘誓寺様
143 〃 浄林寺様
218 〃 常福寺様
254 〃 円明寺様

石川県
50 〃 全昌寺様
80 〃 蓮江寺様
112 〃 本光寺様

富山県
23 〃 立山寺様
26 〃 徳城寺様
54 〃 大淵寺様
86 〃 翁徳寺様
95 〃 瑞祥寺様

新潟県第一
5 〃 興源寺様
313 〃 楞厳寺様
326 〃 本高寺様
344 〃 玄徳寺様
360 〃 善興寺様
362 〃 長禅寺様
373 〃 常福寺様
380 〃 妙雲寺様
438 〃 長昌寺様
451 〃 正円寺様
460 〃 竜谷院様
467 〃 宗竜寺様
511 〃 慈雲寺様

新潟県第二
682 〃 本田寺様
708 〃 湖鏡庵様

新潟県第三
519 〃 少林寺様
531 〃 長泉寺様
544 〃 慶福寺様
546 〃 清月寺様
553 〃 安住寺様
555 〃 浄広寺様
562 〃 桐盛院様
614 〃 宗恩寺様
633 〃 宝積寺様
802 〃 十王寺様

新潟県第四
9 〃 東陽寺様
10 〃 宗賢寺様
14 〃 栄徳寺様
36 〃 吉祥寺様
53 〃 英林寺様
55 〃 浄光寺様
62 〃 雲祥寺様
70 〃 永谷寺様
91 〃 長福寺様
92 〃 東陽寺様
109 〃 洞雲寺様
110 〃 鑑洞寺様
112 〃 常安寺様
117 〃 釈尊寺様
182 〃 正法寺様
189 〃 東泉寺様
194 〃 宝泉寺様
204 〃 養泉寺様
219 〃 東牧寺様
222 〃 正続寺様
239 〃 千眼寺様
252 〃 満福寺様
255 〃 竜皐院様
265 〃 東林寺様
283 〃 耕太寺様
295 〃 普済寺様
297 〃 瑞雲寺様
811 〃 法雲寺様

福島県
6 〃 龍鳳寺様
10 〃 佛母寺様
24 〃 盛林寺様
25 〃 安洞院様
41 〃 石雲寺様
46 〃 竜伝寺様
70 〃 安禅寺様
75 〃 細谷寺様
90 〃 明光寺様
93 〃 長光寺様
111 〃 普光寺様
113 〃 円照寺様
120 〃 大慈寺様
121 〃 長泉寺様
133 〃 永禄寺様
139 〃 徳成寺様
154 〃 雲月寺様
157 〃 万持寺様
162 〃 昌建寺様
165 〃 月心院様
167 〃 澄江寺様
174 〃 龍穏院様
180 〃 蓮蔵寺様
208 〃 全応寺様
226 〃 常隆寺様
231 〃 円通寺様
246 〃 長徳寺様
261 〃 妙高院様
274 〃 竜門寺様
275 〃 性源寺様
280 〃 青雲院様
289 〃 弘源寺様
297 〃 蘭秀寺様
298 〃 長谷寺様
310 〃 観音寺様
314 〃 隣松院様
341 〃 竜泉寺様
343 〃 西勝寺様
345 〃 大用寺様
369 〃 正法寺様
374 〃 常徳寺様
388 〃 秀安寺様
406 〃 浄泉寺様
462 〃 松前寺様
471 〃 大泉寺様

宮城県
7 〃 保寿寺様
10 〃 滝沢寺様
16 〃 林香院様
28 〃 輪王寺様
35 〃 竜雲院様
73 〃 円満寺様
114 〃 東禅寺様
123 〃 恵林寺様
129 〃 自得寺様
137 〃 長泉寺様
149 〃 喜松院様
153 〃 徳本寺様
198 〃 積雲寺様
205 〃 竜川寺様
213 〃 松窓寺様
237 〃 圓通院様
247 〃 東光院様
271 〃 願成寺様
295 〃 松巌寺様
339 〃 天雄寺様
359 〃 保昌寺様
371 〃 頼光寺様
389 〃 長谷寺様
413 〃 福現寺様
420 〃 玖光院様
430 〃 枝林寺様
446 〃 柳徳寺様
478 〃 活牛寺様

岩手県
2 〃 祇陀寺様
3 〃 東顕寺様
6 〃 永泉寺様
12 〃 沼福寺様
16 〃 広養寺様
18 〃 明円寺様
35 〃 実相寺様
43 〃 中興寺様
51 〃 蟠龍寺様
52 〃 福蔵寺様
58 〃 長福寺様
66 〃 渕龍寺様
89 〃 玉泉寺様
91 〃 泉徳寺様
94 〃 浄珠院様
104 〃 広徳寺様
120 〃 萱生院様
124 〃 西光寺様
133 〃 大林寺様
146 〃 正福寺様
147 〃 竜徳寺様
158 〃 願成寺様
168 〃 長安寺様
172 〃 常光寺様
214 〃 永沢寺様
247 〃 正福寺様
270 〃 海蔵寺様
277 〃 南陽寺様
288 〃 長福寺様
294 〃 三光寺様
307 〃 宝福寺様

青森県
4 〃 隣松寺様
26 〃 安盛寺様
44 〃 高沢寺様
45 〃 全竜寺様
53 〃 徳蔵寺様
54 〃 保福寺様
68 〃 対泉院様
69 〃 常現寺様
74 〃 浮木寺様
76 〃 大慈寺様
81 〃 天徳院様
90 〃 高雲寺様
100 〃 澄月寺様
101 〃 聖福寺様
105 〃 東昌寺様
110 〃 長昌寺様
113 〃 正洞院様
115 〃 心月寺様
144 〃 万松寺様
155 〃 元光寺様
185 〃 観音寺様

山形県第一
8 〃 常林寺様
32 〃 安養寺様
58 〃 慶松寺様
65 〃 永源寺様
66 〃 法体寺様
76 〃 正法寺様
81 〃 金勝寺様
92 〃 竜泰寺様
97 〃 巨海院様
101 〃 長泉寺様
113 〃 洞興寺様
115 〃 長福寺様
124 〃 吉祥院様
138 〃 石川寺様
148 〃 定林寺様
149 〃 永昌寺様
154 〃 宿用院様
176 〃 竜源寺様
208 〃 普門寺様

山形県第二
253 〃 松岩院様
262 〃 金蔵寺様
279 〃 東禅院様
295 〃 永松寺様
307 〃 太覚院様
352 〃 盤昌寺様
388 〃 常関寺様

山形県第三
433 〃 祐性院様
468 〃 宗伝寺様
520 〃 永寂寺様
527 〃 忠善寺様
554 〃 徳昌寺様
563 〃 洞春院様
581 〃 長現寺様
614 〃 常林寺様
659 〃 持地院様
664 〃 峰鷲院様
742 〃 竜沢寺様

秋田県
2 〃 陽沢院様
3 〃 蒼竜寺様
7 〃 満福寺様
17 〃 補陀寺様
18 〃 乗福寺様
25 〃 昌泉院様
32 〃 大竜寺様
47 〃 東伝寺様
68 〃 長泉寺様
90 〃 正乗寺様
112 〃 珠林寺様
114 〃 光禅寺様
118 〃 禅林寺様
132 〃 竜泉寺様
136 〃 長谷寺様
142 〃 光全寺様
160 〃 雲岩寺様
180 〃 竜泉寺様
181 〃 黄龍寺様
184 〃 護昌寺様
186 〃 永泉寺様
203 〃 瑞雲寺様
207 〃 大川寺様
215 〃 見秀寺様
260 〃 松庵寺様
262 〃 龍江寺様
267 〃 海蔵寺様
269 〃 正伝寺様
277 〃 長徳寺様
279 〃 宝昌寺様
287 〃 正法院様
298 〃 浄運寺様
299 〃 宝勝寺様
302 〃 天昌寺様
309 〃 寿仙寺様
321 〃 鏡得寺様
322 〃 大円寺様
338 〃 円通寺様

北海道第一
9 〃 円通寺様
14 〃 広福寺様
16 〃 願応寺様
34 〃 諦玄寺様
76 〃 大乗寺様
94 〃 曹源寺様
96 〃 観音寺様
254 〃 北大寺様
257 〃 高臺寺様
353 〃 竜宝寺様
494 〃 地蔵寺様
〃 禅林寺様

北海道第二
102 〃 興禅寺様
116 〃 道弘寺様
165 〃 玉運寺様
181 〃 永祥寺様
190 〃 禅林寺様
260 〃 龍雲寺様
279 〃 西乗寺様
311 〃 孝禅寺様
329 〃 大雲寺様
338 〃 大仙寺様
344 〃 全龍寺様
382 〃 禅林寺様
418 〃 万台寺様
454 〃 大禅寺様

北海道第三
138 〃 寿養寺様
144 〃 法泉寺様
195 〃 定光寺様
203 〃 西来寺様
225 〃 明光寺様
331 〃 潮音寺様
402 〃 光禅寺様
405 〃 長福寺様
460 〃 道貫寺様

御協力誠に
ありがとう
ございました。

碧層々

先日、某球場で熱狂する野球ファンの中で催涙スプレーが使用され、子供から大人まで多くの人達がその被害にあわれました。その報道を視聴してやりきれない気持ちになられた方も少なくないと思います。私たちの身の回りにある様々な道具は、使い方を誤ると人に危害を加えることになります。同様に、言葉や文章も人を傷付けることがあります。

総ては、それを使用する人の心の持ち様だと思うのです。多くの人は、人を傷付け、嫌われるような事を望みません。ただ、自分自身の主張に対して、相手に強く同意を求めようとすると、摩擦が生じ、怒りの感情から肉体的・精神的に傷付けることになります。

私達仏教徒が守る十重禁戒の中の不瞋恚戒とは、「怒ってはいけないこと」とされています。『梵網経』では瞋不受瞋戒といい、「もし仏弟子が自分から怒り、人に怒ることを教えたりすれば、その行いを原因として様々な災いがおきてくる。菩薩である仏弟子は、一切衆生が善根を持って争いをしないように指導し、常に慈悲心と孝順心を持たせなければならないのに、それに反して自ら悪口を発して相手をののしり、さらに手や刀杖などで相手を打ち、怒りが収まらず、相手が謝っても許さないとすれば、大罪であり、教団から追放されるべきことである。」(『曹洞宗大辞典』より引用)」と記されています。

同じ時代を人として生きていく中で、仏弟子である私達は、この教えを心して、広く社会に働きかけ、怒りのない世界を作り出したいものです。

全国曹洞宗青年会　会長　山口　英寿

編集室敬白

「1日はなぜ24時間しかないのであろう……。」これが今回初めて「そうせい」の編集に携わって感じた率直な感想である。

人によってそれぞれ時間の進み方、感じ方は違うであろう。そういう意味で、数ヶ月前の私と編集長として過したこの2ヶ月間の私は、明らかにその時間の流れが違っていた。つまり今の私の生活では、明らかに1日24時間では足りないのである!!　改めて「そうせい」編集作業の困難さを痛感した。

道元禅師が説く時間に対する考え方(時間論)については、『正法眼蔵』「有時」巻に代表されるように、宗教という枠を超え多くの研究者から注目をされ、且つ評価を受けている。きっとその中に今の私の多忙な生活を変える一転語が隠されているはずだ。

「そうだ、こういう時は宗研(曹洞宗総合研究センター・宗学研究部門)に問い合わせをして聞いてみよう!!」……んっ!?それって俺が答える立場じゃんっ!!(泣)　時間との格闘はまだまだ続くのである……。

(編集子)

エコクッキング

捨てればゴミ　活かせば薬膳

セロリの葉の香り佃煮

ローマ・ギリシャ時代には、整腸や強壮の薬として使われていたセロリ。ミイラの首飾りにもなっていたとか。独特の強い香りが特徴の野菜です。栄養的には、ビタミンB_1・B_2が含まれ、カルシュウムや鉄などのミネラル類も含み、食物繊維が豊富です。ビタミンB_1・B_2はエネルギー代謝を促し、イライラを予防してくれるビタミンです。

セロリの強い香りは、アピオールという成分で、肉やレバーなどの臭みを消す、はたらきがあります。お肉中心の油っぽい洋風料理には、口をさっぱりさせてくれる効果があります。また、スープなどの煮込み料理には、セロリの茎や葉をパセリなどの香味野菜といっしょに束ねて、ブーケガルニ（香りの束）として使います。セロリは、生のままサラダに使うことが多いようですが、煮込み料理にも適しています。たまねぎやニンジンといっしょにセロリを煮込み、トマト味に仕上げるミネステローネ風のスープもおすすめの一品です。また、ニンジンとごぼうでよく知られるキンピラをセロリで作ると、独特の食感があり、一味ちがうキンピラが味わえます。ここにちりめんじゃこや刻んだベーコンを加えてれば、お弁当のおかずにもなります。

最近、人気のある生ジュースですが、セロリ少量を加えると、セロリの香りがほのかに漂い、とてもさわやかになります。セロリとグレープフルーツなどの柑橘類や、セロリとりんごなどの組み合わせで、お試しください。

最後に、どうしても残ってしまうのがセロリの葉。今回はこの葉をつかった常備菜を紹介します。

◆材　料◆

セロリの葉／２本分、油／小さじ１、酒／大さじ２、しょうゆ／大さじ１、砂糖／小さじ２、白ごま／少々、かつをぶし(小袋)／１袋

◆作り方◆

① セロリの葉は小さく刻む。
② フライパンに油を入れ熱し、①を炒める。
③ ②に酒を加え、かつをぶし、しょうゆ、砂糖を加えて、箸で混ぜながら炒り煮する。
④ 仕上がりに白ゴマを混ぜる。

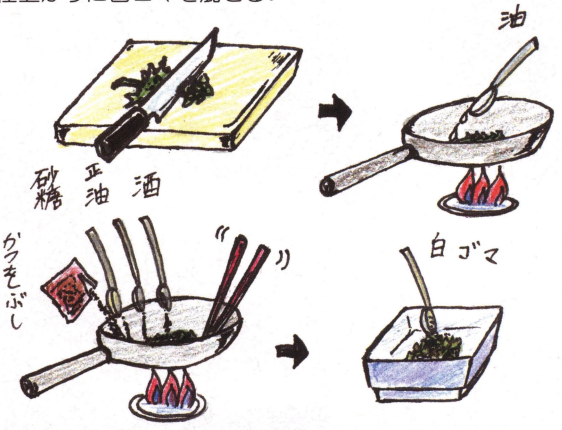

「そうせい」に対するご意見・ご感想をお寄せ下さい。

あて先　〒369－0301
埼玉県児玉郡上里町金久保701　陽雲寺内
そうせいサロン係

秋田県 曹洞宗青年会

CLUB REPORT
青年会モザイク

発足	昭和５３年	会長	佐藤　道昭	副会長	国安　大智・奥山　亮修
事務局長	浅田　高明	会計	工藤　範隆	会員	145名

秋田は３４８ヶ寺の寺院があり、その内45歳以下の宗侶１４５名の参加を得て現在の秋田県曹洞宗青年会が活動しております。秋曹青では、年３回の研修会と、一般公開講座を主たる事業として行い、広報「曹青秋田」を年２回、更に昨年からホームページ(http://www.sousei-akita.net/)を運営しております。

活動紹介に当たっては、前期事業の報告が、一番インパクトがあるように思われます。

当曹青の昨年度までのテーマは「自殺」を取り上げました。自殺率が全国１位である秋田県において、我々僧侶の出来ることは何かということを、２年間かけて考えてみようとする試みでした。左記表に活動内容を羅列してみます。

平成13年７月13日	研修「秋田県の自殺の現状について」 講師 秋田大学医学部教授　吉岡　尚文 先生
平成13年11月 ７・８日	聴講「正法眼蔵の生死観」 講師 好国寺専門僧堂後堂　佐藤　正真 老師
平成13年11月８日	一般講演「いのちの尊さにめざめる」 講師 愛知尼僧堂堂頭　青山　俊董 老師
平成14年４月１日	研修「自殺をめぐる霊魂観の諸問題」 講師 駒澤大学仏教学部教授　長谷部八朗 先生
平成14年７月２日	研修「残されし者の思い」 講師 あしなが育英会(自死遺児)　斉藤　勇輝 君
平成14年11月 ７・８日	曹洞宗青年会東北地方集会秋田大会 シンポジウム「この一日の身命は… “自殺”の問題が問いかけるもの」 基調講演「日本人のこころ」 講師　作家　五木寛之氏 パネルディスカッション(パネラー略) 会員研修 講師 仙台いのちの電話理事長・林香院住職　門脇　允元 老師
平成15年４月19日	実践「祈りの集い」 自殺者慰霊法要　秋曹青会員　遺族への法話 講師 特派布教師　増田　友厚 老師

特筆すべきは、最後に行った「祈りの集い」だと思います。これまでの研修を経て我々僧侶に何が出来るのかを考えた時、やはり自殺された方の遺族のケアであろうということになり、この集いが企画されました。マスコミ等を一切使わず、会員が自分の知り合いの中で自殺された遺族の方に直接声をかけるという方法で、参加者を募りました。まずこの過程で声をかけることの難しさ、相手の気持ちを察することの難しさと直面しました。当日は果たして参加してくれる方がいるのだろうかと心配しましたが、30名程の方が集まってくれました。受付・法要と会員はいつも以上に緊張しながら運営に当たっていました。法話は宗門を代表する布教師の増田友厚老師を御願いしました。だいぶ悩んでからお引き受けいただいたということでしたが、生きる力につながるお話で大変感動しました。最後に遺族の方がお帰りになった後で増田老師から法話の手ほどきを受け、さらに今日的な問題に向う僧侶の心構えを後教示いただき、一日の日程を終えました。

一年間さまざまな研修を行ってきましたが、実際に遺族の方々と時間を共有できた事は重要だったと思います。法要が始まるとすぐに涙する人、法話にうなずきながら聞き入る人、思いを押し殺すようにじっと床を見つめている人、その反応の一つ一つにいまだ癒されない心の傷を感じました。集まってくれた方はごく一部のそれもある程度心の安定を得た方だと推測されますが、いまだその悲しみを心の内に秘め日々を生きている方々がいるという事実に、我々僧侶は目を向けることが必要ではないのかと考えています。自殺を特別視するなという御意見もありますが、心の傷の深さを思うとき、我々がそこに如何に思いを重ねることが出来るかによって、僧侶としてのこの問題にかかわる可能性が見えてくるのだと思います。

なお、五月に行われた「梅花流全国奉詠大会」に際しましては、各地より秋田にお越し頂き、当会員も各部署において皆様をお迎えできたことを喜ばしく存じました。

また今期は「声明」をメインに取り上げ、最終目標を「大布薩講式」法要勤修に見据え研修を重ねる予定です。

発行所　全国曹洞宗青年会　〒105-8544　東京都港区芝2-5-2　曹洞宗宗務庁内／発行責任者　山口　英寿　編集責任者　秋　央文　編集委員　菅原　研洲・河村　康仁・久間　泰弘・安彦　智峰・武田　光誠・広瀬　知哲・藤木　総宣
本誌編集部へのお問い合わせ先　〒369-0301　埼玉県児玉郡上里町金久保701　陽雲寺内　☎(0495)33-8255／全曹青ホームページ　http://www.sousei.gr.jp／印刷所　株式会社　中央デザイン／定価　二百円

100%
古紙100%再生紙